

【表紙】

【提出書類】	訂正有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2026年7月7日提出
【発行者名】	三菱UFJアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 川上 豊
【本店の所在の場所】	東京都港区東新橋一丁目9番1号
【事務連絡者氏名】	伊藤 晃
【電話番号】	03-4223-3037
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型） ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型） 1兆円を上限とします。 ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型） 1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2026年1月7日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）について有価証券報告書の提出に伴う関係情報の更新等を行うため、本訂正届出書を提出します。

2【訂正の内容】

<訂正前>および<訂正後>に記載している下線部__は訂正部分を示し、<更新後>に記載している内容は原届出書の更新後の内容を示します。

なお、「第二部 ファンド情報 第1 ファンド状況 5 運用状況」、「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」は原届出書の更新後の内容を記載します。

第一部【証券情報】

(4)【発行(売出)価格】

<訂正前>

販売基準価額とします。

販売基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(注) 販売基準価額とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に追加設定時信託財産留保額（当該基準価額にブラジル債券への投資に際して行う為替取引に課される金融取引税に相当するものとして委託会社が定める率（2026年1月8日現在：0%）を乗じて得た金額）を加えた価額です。料率は今後変更になる可能性があります。必ずしも、金融取引税の税率変更と同じタイミングで変更されるわけではありません。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<訂正後>

販売基準価額とします。

販売基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

お客様専用フリーダイヤル 0120-151034（受付時間：営業日の9:00～17:00）

ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

(注) 販売基準価額とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に追加設定時信託財産留保額（当該基準価額にブラジル債券への投資に際して行う為替取引に課される金融取引税に相当するものとして委託会社が定める率（2026年7月8日現在：0%）を乗じて得た金額）を加えた価額です。料率は今後変更になる可能性があります。必ずしも、金融取引税の税率変更と同じタイミングで変更されるわけではありません。

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た額をいいます。

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<更新後>

当ファンドは、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざして運用を行います。

信託金の限度額は、各ファンドについて、5,000億円です。

* 委託会社は、受託会社と合意のうえ、信託金の限度額を変更することができます。

当ファンドは、一般社団法人資産運用業協会が定める商品の分類方法において、以下の商品分類および属性区分に該当します。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型	国内	株式	MMF	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	MRF	
追加型	内外	その他資産 ()	ETF	特殊型 ()
		資産複合		

属性区分表

ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象 インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリー ファンド	あり ()	日経225	ブル・ベア型
	年2回	日本			TOPIX	条件付運用型
債券 一般	年4回	北米	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型
	年6回	欧州				
債券 一般	年12回 (隔月)	アジア				
	年12回 (毎月)	オセアニア				
債券 公債	日々	中南米				
	日々	アフリカ				
債券 社債	その他 ()	中近東 (中東)				
	その他 ()	エマージング				その他 ()
債券 クレジット 属性 ()						
債券 不動産投信						
債券 その他資産 (投資信託証 券(債券 公 債))						
債券 資産複合 ()						

ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年1回 年2回 年4回 年6回	グローバル 日本 北米 欧州	ファミリー ファンド	あり ()	日経225 TOPIX	ブル・ベア型 条件付運用型
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット 属性 ()	(隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし	その他 ()	ロング・ ショート型/ 絶対収益 追求型 その他 ()
不動産投信 その他資産 (投資信託証 券(債券 公 債)) 資産複合 ()						

当ファンドが該当する商品分類・属性区分を網掛け表示しています。商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）でご覧いただけます。

ファミリーファンド、ファンド・オブ・ファンズに該当する場合、投資信託証券を通じて投資収益の源泉となる資産に投資しますので商品分類表と属性区分表の投資対象資産は異なります。

属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載していません。

商品分類の定義

単位型・追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいいます。
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
投資対象地域	国内	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	海外	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	内外	信託約款において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資対象資産	株式	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	債券	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	不動産投信（リート）	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	その他資産	信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券および不動産投信以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	資産複合	信託約款において、株式、債券、不動産投信およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。
独立区分	MMF（マネー・マネージメント・ファンド）	一般社団法人資産運用業協会が定める「MRF及びMMFの運営に関する規則」に規定するMMFをいいます。

	M R F (マネー・リ ザーブ・ファンド)	一般社団法人資産運用業協会が定める「M R F 及び M M F の 運営に関する規則」に規定する M R F をいいます。
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令(平成12年政令 480号)第12条第1号および第2号に規定する証券投資信託 ならびに租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の4 の2に規定する上場証券投資信託をいいます。
補足分類	インデックス型	信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨 またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	特殊型	信託約款において、投資家(受益者)に対して注意を喚起す ることが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記 載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成した
ものです。

属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをい います。
		大型株	信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があ るものをいいます。
		中小型株	信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があ るものをいいます。
	債券	一般	次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのも のをいいます。
		公債	信託約款において、日本国または各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。 以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものを いいます。
		社債	信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資す る旨の記載があるものをいいます。
		その他債券	信託約款において、公債または社債以外の債券に主として投 資する旨の記載があるものをいいます。
		クレジット 属性	目論見書または信託約款において、信用力が高い債券に選別 して投資する、あるいは投資適格債(B B B 格相当以上)を 投資対象の範囲とする旨の記載があるものについて高格付 債、ハイイールド債等(B B 格相当以下)を主要投資対象と する旨の記載があるものについて低格付債を債券の属性とし て併記します。
	不動産投信	信託約款において、主として不動産投信に投資する旨の記載 があるものをいいます。	
	その他資産	信託約款において、主として株式、債券および不動産投信以 外に投資する旨の記載があるものをいいます。	
資産複合	信託約款において、複数資産を投資対象とする旨の記載があ るものをいいます。		
決算頻度	年1回	信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをい います。	
	年2回	信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをい います。	
	年4回	信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをい います。	
	年6回(隔月)	信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをい います。	
	年12回(毎月)	信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載がある ものをいいます。	
	日々	信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをい います。	
	その他	上記属性にあてはまらない全てのものをいいます。	

投資対象地域	グローバル	信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	日本	信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	北米	信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	欧州	信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アジア	信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	オセアニア	信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中南米	信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	アフリカ	信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	中近東（中東）	信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
	エマージング	信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産（一部組み入れている場合等を除きます。）を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
投資形態	ファミリーファンド	信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するものをいいます。
	ファンド・オブ・ファンズ	一般社団法人資産運用業協会が定める「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジ	あり	信託約款において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
	なし	信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。
対象インデックス	日経225	信託約款において、日経225に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	TOPIX	信託約款において、TOPIXに連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記以外の指数に連動する運用成果を目指す旨またはそれに準じる記載があるものをいいます。
特殊型	ブル・ベア型	信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）を目指す旨の記載があるものをいいます。
	条件付運用型	信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいいます。
	ロング・ショート型 / 絶対収益追求型	信託約款において、ロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨の記載があるものをいいます。
	その他	信託約款において、上記特殊型に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいいます。

上記定義は一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。

[ファンドの目的・特色]

ファンドの目的

ブラジルレアル建てのブラジル国債を実質的な主要投資対象とし、公社債の利子収入の獲得をめざします。

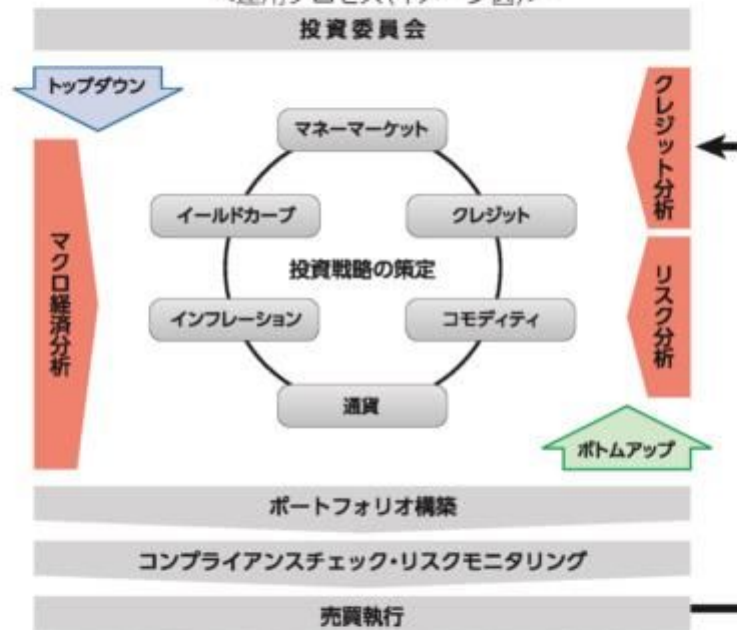
ファンドの特色

特色1

ブラジルレアル建てのブラジル国債を中心に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保をめざします。

- 投資環境等を勘案して、一部、ブラジルレアル建ての国際機関債・政府機関債等に投資する場合があります。

<運用プロセス(イメージ図)>



- イールドカーブとは、同種類の債券の償還までの残存期間を横軸にとり、それに対応した利回りを縦軸にとった時に描かれる利回り曲線のことです。
- 上記の運用プロセスは変更される場合があります。また、市場環境等によっては上記のような運用ができない場合があります。
- 📄 「運用担当者に係る事項」については、委託会社のホームページでご覧いただけます。
(https://www.am.muifg.jp/investment_policy/fm.html)

特色2

バンコ・ブラデスコ・エスエーにマザーファンドにおける債券等の運用の指図に関する権限を委託します。

- バンコ・ブラデスコ・エスエーは米国・英国・香港・メキシコ・ケイマン諸島で国際業務を展開するブラジルの大手金融機関です。商業銀行業務に加え、クレジットカード、保険、年金プラン、資産管理など、幅広い金融サービスを提供しています。

- 運用の指図に関する権限の委託を受ける者、委託の内容、委託の有無等については、変更する場合があります。



特色3

原則として、為替ヘッジを行いません。

- 実質的な組入れ外貨建資産については為替ヘッジを行わないため、為替相場の変動による影響を受けません。

特色4

「分配重視型」は毎月の決算時(8日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配を行います。「成長重視型」は年2回の決算時(4・10月の各8日(休業日の場合は翌営業日))に分配金額を決定します。

- 「分配重視型」
 - ・分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
 - ・原則として、配当等収益や分配対象額の水準等を考慮し、安定した分配を継続することをめざします。
 - ・分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないことがあります。また、基準価額水準、運用状況等によっては安定した分配とならないことがあります。将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。
- 「成長重視型」
 - ・分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。(基準価額水準や市況動向等により変更する場合があります。)

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

- 「分配重視型」と「成長重視型」はスイッチング(乗換え)が可能です。
 - 1 販売会社によっては、いずれか一方のファンドのみ取り扱う場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。
 - 1 スwitchingの際は、換金するファンドに対して税金がかかります。また、購入するファンドに対して追加設定時信託財産留保額がかかります。Switchingの購入時手数料は、販売会社が定めるものとします。販売会社によっては、Switchingの取扱いを行わない場合があります。詳しくは販売会社にご確認ください。

収益分配金に関する留意事項

- ◆分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。



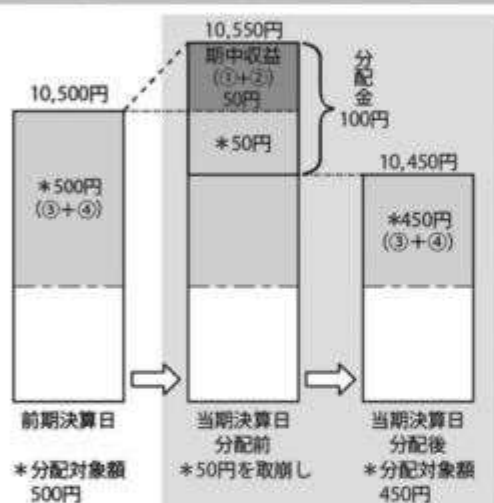
- ◆分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。

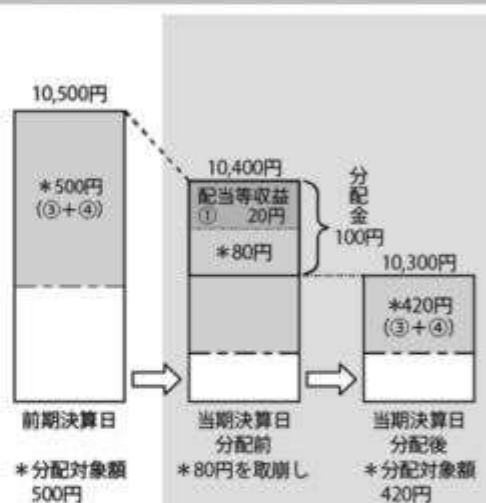
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



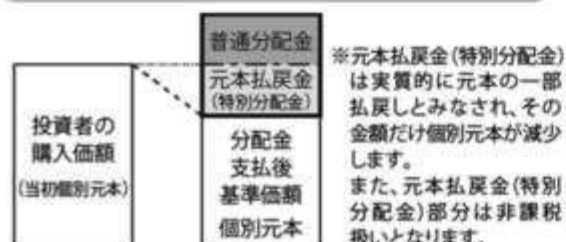
※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

分配準備積立金：当期の①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益のうち、当期分配金として支払わなかった残りの金額をいいます。信託財産に留保され、次期以降の分配金の支払いに充当できる分配対象額となります。

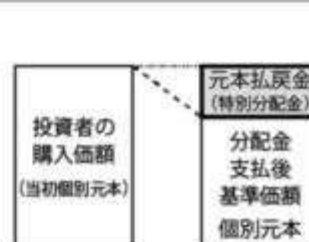
収益調整金：追加型投資信託で追加設定が行われることによって、既存の受益者への収益分配可能額が薄まらないようにするために設けられた勘定です。

- ◆投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



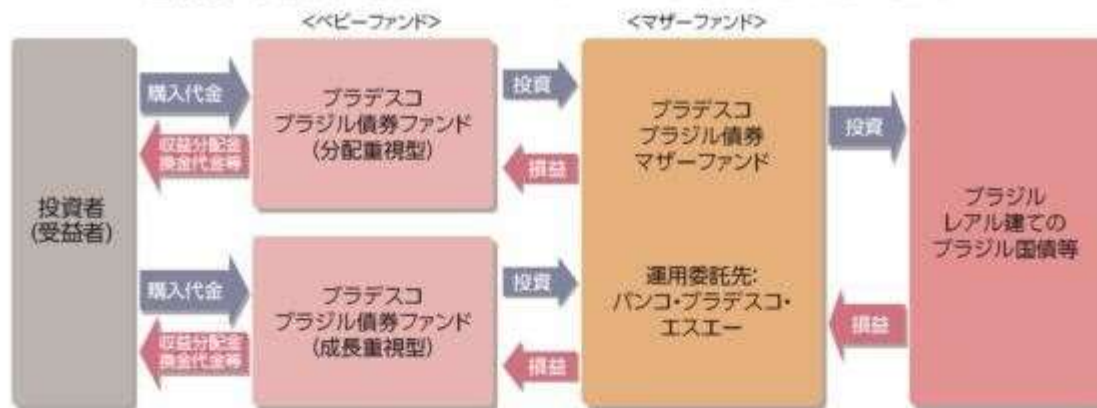
普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

■ファンドの仕組み

運用は主にブラデスコ ブラジル債券マザーファンドへの投資を通じて、ブラジルレアル建てのブラジル国債等へ実質的に投資するファミリーファンド方式により行います。



■主な投資制限

外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。
デリバティブ	デリバティブの使用はヘッジ目的に限定します。

三菱UFJアセットマネジメントは、受け取った信託報酬(委託会社分)の一部をブラジルのアマゾン環境保全基金に寄付します。

- ・寄付先や寄付金額等については三菱UFJアセットマネジメントのホームページ等にて開示します。
(寄付先・寄付金額等は将来変更されることがあります。)

- アマゾン環境保全基金 (Foundation for Amazon Sustainability) とは、2008年2月に設立された基金であり、森林の価値向上やアマゾン川沿いの地域の住民の生活品質の向上を通じてアマゾン環境の保全に貢献することを使命としています。



<ブラジル債券投資における課税の影響について>

海外からのブラジル債券投資について、債券の購入時に発生する為替取引に対して、金融取引税が課せられる場合がありますが、2026年4月末現在、税率は0%となっています。金融取引税が課せられる場合、税金相当額はファンド全体で負担するため、全受益者にご負担いただくこととなります。なお、今後税制および税率は変更される場合があります。

ファンドでは既存受益者と新規受益者の間で公平性を保つために、新規受益者が金融取引税相当額として、追加設定時信託財産留保額を負担し、既存受益者への影響を緩和する仕組みにしています。追加設定時信託財産留保額は、ブラジル債券への投資に際して行う為替取引に課される金融取引税に相当するものとして委託会社が定めませんが、必ずしも、金融取引税の税制および税率変更と同じタイミングで変更されるわけではありません。

なお、実際には常に追加設定額全額でブラジル債券を購入するとは限りません。また、追加設定とともに解約が生じた場合など、実際に発生する金融取引税が少額もしくはかからない場合があります。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
--	----

委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2025年10月末現在）

- ・金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・設立年月日
1985年8月1日
- ・資本金
2,000百万円
- ・沿革
1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に変更
2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に変更
2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に変更
2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に変更
- ・大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

< 訂正後 >

委託会社と関係法人との契約の概要

	概要
委託会社と受託会社との契約 「信託契約」	運用に関する事項、委託会社および受託会社としての業務に関する事項、受益者に関する事項等が定められています。 なお、信託契約は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づきあらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容で締結されます。
委託会社と販売会社との契約 「投資信託受益権の取扱いに関する契約」	販売会社の募集の取扱い、解約の取扱い、収益分配金・償還金の支払いの取扱いに係る事務の内容等が定められています。
委託会社と再委託先との契約 「信託財産の運用指図権限委託契約」	運用指図権限委託の内容およびこれに係る事務の内容、再委託先が受ける報酬等が定められています。

委託会社の概況（2026年4月末現在）

- ・ 金融商品取引業者登録番号
金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第404号
- ・ 設立年月日
1985年8月1日
- ・ 資本金
2,000百万円
- ・ 沿革
 - 1997年5月 東京三菱投信投資顧問株式会社が証券投資信託委託業務を開始
 - 2004年10月 東京三菱投信投資顧問株式会社と三菱信アセットマネジメント株式会社が合併、商号を三菱投信株式会社に变更
 - 2005年10月 三菱投信株式会社とユーエフジェイパートナーズ投信株式会社が合併、商号を三菱UFJ投信株式会社に变更
 - 2015年7月 三菱UFJ投信株式会社と国際投信投資顧問株式会社が合併、商号を三菱UFJ国際投信株式会社に变更
 - 2023年10月 エム・ユー投資顧問株式会社の有価証券運用事業を三菱UFJ国際投信株式会社へ統合し、商号を三菱UFJアセットマネジメント株式会社に变更

- ・ 大株主の状況

株主名	住所	所有株式数	所有比率
株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	211,581株	100.0%

2【投資方針】

(5)【投資制限】

<訂正前>

<信託約款に定められた投資制限>

株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資

産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。）との合計額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合

計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品(信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに(2)投資対象金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。)の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに(2)投資対象金融商品の指図範囲の1.から4.に掲げる金融商品で運用している額(以下2.において「金融商品運用額等」といいます。)の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額(信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。)に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつで規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c.において同じ。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c.においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a.の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。 ）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債の新株予約権（ 5. に定めるものを除きます。 ）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。 ）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。 ）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。 ）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額

に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

< その他法令等に定められた投資制限 >

- ・ 同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

< 訂正後 >

< 信託約款に定められた投資制限 >

株式

- a. 委託会社は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

新株引受権証券および新株予約権証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

投資信託証券

- a. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の株式等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益

証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該株式の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- d. c.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

同一銘柄の転換社債等

- a. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債（新株予約権付社債のうち、会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているものならびに会社法施行前の旧商法第341条の3第1項第7号および第8号の定めがあるものをいいます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。
- b. a.において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および当該転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

有価証券先物取引等

- a. 委託会社は、信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引はオプション取引に含めて取り扱うものとします（以下同じ。）。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする有価証券（以下「ヘッジ対象有価証券」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジ対象有価証券の組入可能額（組入ヘッジ対象有価証券を差し引いた額）に信託財産が限月までに受け取る組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券、組入貸付債権信託受益権、および組入抵当証券の利払金および償還金を加えた額を限度とし、かつ信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、 で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。
- b. 委託会社は、信託財産に属する資産の為替変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
 - 1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の売予約と合わせてヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属するヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占めるヘッジの対象とする外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。）との合計額の範囲内とします。
 - 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、為替の買予約と合わせて、外貨建有価証券の買付代金等実需の範囲内とします。
 - 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点の保有外貨建資産の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ で規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産

総額の5%を上回らない範囲内とします。

- c. 委託会社は、信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を次の範囲で行うことの指図をすることができます。
1. 先物取引の売建およびコール・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、ヘッジの対象とする金利商品（信託財産が1年以内に受け取る組入有価証券の利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用されているものをいい、以下「ヘッジ対象金利商品」といいます。）の時価総額の範囲内とします。
 2. 先物取引の買建およびプット・オプションの売付けの指図は、建玉の合計額が、信託財産が限月までに受け取る組入有価証券に係る利払金および償還金等ならびに（2）投資対象 金融商品の指図範囲の1. から4. に掲げる金融商品で運用している額（以下2. において「金融商品運用額等」といいます。）の範囲内とします。ただし、ヘッジ対象金利商品が外貨建で、信託財産の外貨建資産組入可能額（信託約款上の組入可能額から保有外貨建資産の時価総額を差し引いた額。以下同じ。）に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入公社債、組入外国貸付債権信託受益証券および外貨建組入貸付債権信託受益権の利払金および償還金を加えた額が当該金融商品運用額等の額より少ない場合には外貨建資産組入可能額に信託財産が限月までに受け取る外貨建組入有価証券に係る利払金および償還金を加えた額を限度とします。
 3. コール・オプションおよびプット・オプションの買付けの指図は、支払プレミアム額の合計額が取引時点のヘッジ対象金利商品の時価総額の5%を上回らない範囲内とし、かつ規定する全オプション取引に係る支払プレミアム額の合計額が取引時点の信託財産の純資産総額の5%を上回らない範囲内とします。

スワップ取引

- a. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。
- b. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- c. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下c. において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
- d. c. においてマザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- e. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- f. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

信用取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができます。
- b. a. の信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
1. 信託財産に属する株券および新株引受権証書により取得する株券
 2. 株式分割により取得する株券
 3. 有償増資により取得する株券

4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（ に規定する転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。 ）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（ 5. に定めるものを除きます。 ）の行使により取得可能な株券

外国為替予約取引

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- b. a. の予約取引の指図は、信託財産に係る為替の買予約の合計額と売予約の合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産（マザーファンドの信託財産に属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額を含みます。 ）の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- c. b. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。
- d. b. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

有価証券の借入れ

有価証券の借入れを行いません。

資金の借入れ

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。 ）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。 ）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- b. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資する株式等の範囲

- a. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものおよび金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。
- b. a. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては委託会社が投資することを指図することができます。

有価証券の貸付

- a. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸し付けることの指図をすることができます。
 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- b. a. に規定する限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- c. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うも

のとします。

特別の場合の外貨建有価証券への投資制限

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制限されることがあります。

デリバティブ取引等

デリバティブ取引等（金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいう。）については、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えないこととします。

信用リスクの分散規制

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人資産運用業協会規則にしがたい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<その他法令等に定められた投資制限>

- ・同一の法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

<更新後>

(1) 投資リスク

ファンドの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けませんが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

ファンドの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。

(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

価格変動リスク

一般に、公社債の価格は市場金利の変動等を受けて変動するため、当ファンドはその影響を受け公社債の価格が下落した場合には基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

為替変動リスク

実質的な主要投資対象である海外の公社債は外貨建資産であり、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。そのため、為替相場が円高方向に進んだ場合には、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

信用リスク

信用リスクとは、有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等に、当該有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払いや償還金の支払いが滞る等の債務が不履行となること等をいいます。当ファンドは、信用リスクを伴い、その影響を受けますので、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない、または取引が不可能となるリスクのことを流動性リスクといい、当ファンドはそのリスクを伴います。例えば、組み入れている公社債の売却を十分な流動性の下で行えないときは、市場実勢から期待される価格で売却できない可

能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

カントリーリスク

新興国への投資は、先進国への投資を行う場合に比べ、投資対象国におけるクーデターや重大な政治体制の変更、資産凍結を含む重大な規制の導入、政府のデフォルト等の発生による影響を受けることにより、価格変動・為替変動・信用・流動性の各リスクが大きくなる可能性があります。この場合、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込む可能性が高まることがあります。

留意事項

- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合などには、当ファンドの基準価額に影響する場合があります。
- ・当ファンドではブラジル債券の購入時に発生する為替取引に対し課税される金融取引税に相当するものとして追加設定時信託財産留保額を設けていますが、金融取引税の税率と追加設定時信託財産留保額の料率に差が生じる場合や追加設定と解約の状況等により、実際に当ファンドの信託財産で間接的に負担する金融取引税額と追加設定時信託財産留保額が異なる場合などには、基準価額の変動要因となります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

委託会社では、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲内で運用を行うとともに運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行い、ファンド管理委員会およびリスク管理委員会においてそれらの状況の報告を行うほか、必要に応じて改善策を検討しています。

また、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策を策定し流動性リスクの評価と管理プロセスの検証などを行います。リスク管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

具体的な、投資リスクに対するリスク管理体制は以下の通りです。

コンプライアンス担当部署

法令上の禁止行為、約款の投資制限等のモニタリングを通じ、法令等遵守のための管理態勢の状況を把握・管理し、必要に応じて改善の指導を行います。

リスク管理担当部署

運用リスク全般の状況をモニタリング・管理するとともに、運用実績の分析および評価を行い、必要に応じて改善策等を提言します。また、事務・情報資産・その他のリスクの統括的管理を行っています。

内部監査担当部署

委託会社のすべての業務から独立した立場より、リスク管理体制の適切性および有効性について評価を行い、改善策の提案等を通して、リスク管理機能の維持・向上をはかります。

* 組織変更等により、前記の名称および内容は変更となる場合があります。

〔再委託先の管理体制〕

リスク管理およびコンプライアンスの機能は、運用部門から独立したコンプライアンスおよびリスク管理部門によって実施しております。同部門により、全てのファンドについて投資ガイドライン違反やリスク管理指標からの逸脱がないかどうかのチェックを行なっています。

また、このほかに、投資ガイドラインなどに関するチェックの機能としては、コンプライアンス・スクリーニング・システムにより売買執行前および執行後のモニタリングを行いチェックします。

〔委託会社における再委託先に対する確認体制〕

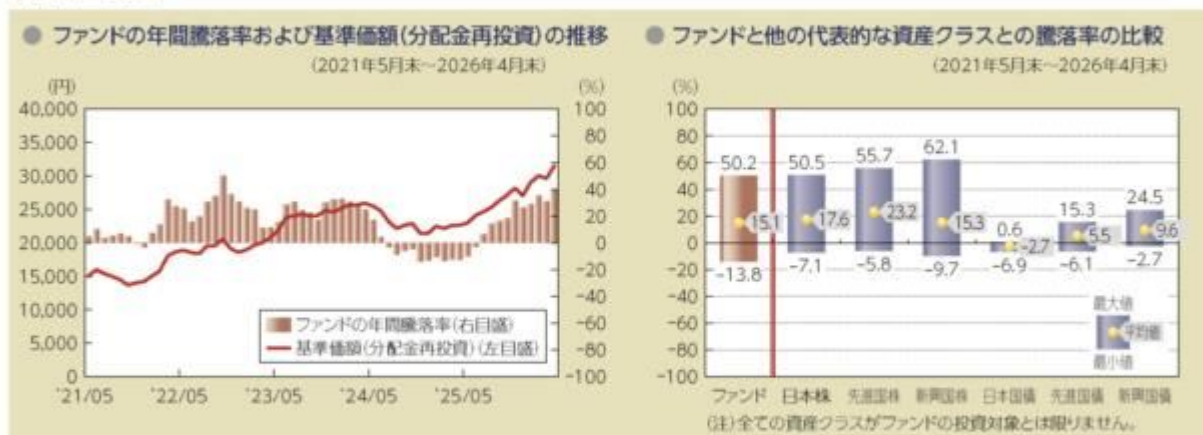
委託会社と再委託先の間で、再委託先がファンド運用コンセプトを維持し、適切に投資リスク管理が図られるよう運用指図権限委託契約として委託内容を定めています。また、委託会社は再委託先に対し定期的に書面による調査等を実施し、投資リスクに対する管理体制の確認を行っています。

また、再委託先からの定期的なデ・タ還元を受け、ファンドのリスクの運営状況の確認を行っているほか、委託会社自身でもモニタリングし、投資リスクを管理しています。

■代表的な資産クラスとの騰落率の比較等

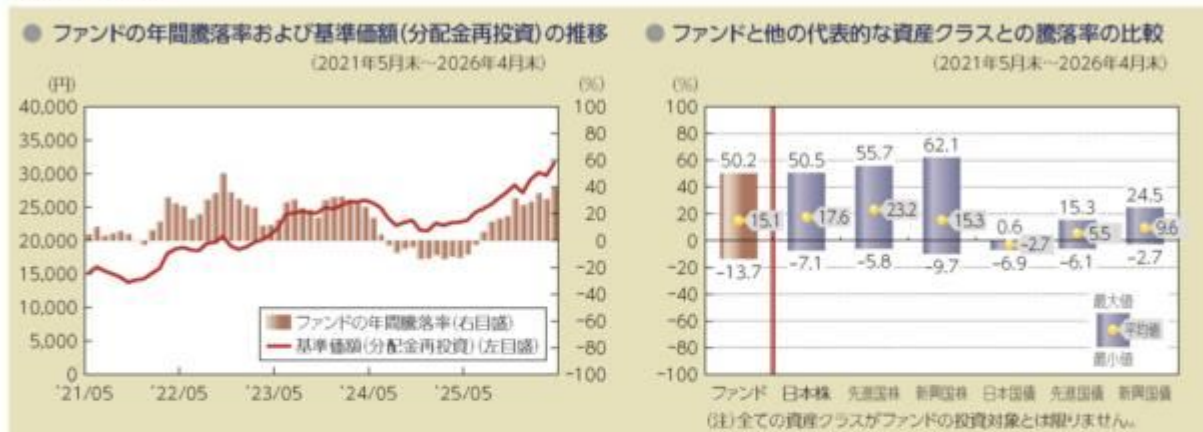
下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

分配重視型



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

成長重視型



- 基準価額(分配金再投資)は分配金(税引前)を分配時に再投資したものと計算しており、実際の基準価額とは異なる場合があります。
- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。
- ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。

代表的な資産クラスの指数について

資産クラス	指数名	注記等
日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)とは、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出される株価指数です。TOPIXの指数値及びTOPIXに係る商標又は商標は、株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社(以下「JPX」という。)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウ及びTOPIXに係る商標又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み)とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI (国債)	NOMURA-BPI (国債)とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が発表しているわが国の代表的な国債パフォーマンスインデックスで、NOMURA-BPI (総合)のサブインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本)	FTSE世界国債インデックス (除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性および完全性を保証せず、またデータの誤謬、脱漏または遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイド	JPモルガンGBI-EMグローバル・ダイバーシファイドとは、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが算出し公表している指数で、現地通貨建てのエマージング債市場の代表的なインデックスです。現地通貨建てのエマージング債のうち、投資規制の有無や、発行規模等を考慮して選ばれた銘柄により構成されています。当指数の著作権はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

(注)海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しています。

4 【手数料等及び税金】

(5) 【課税上の取扱い】

<更新後>

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。

個人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の譲渡益については、次の通り課税されます。

1. 収益分配金の課税

普通分配金が配当所得として課税されます。元本払戻金（特別分配金）は課税されません。

原則として、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収（申告不要）されます。なお、確定申告を行い、総合課税（配当控除は適用されません。）・申告分離課税を選択することもできます。

2. 解約時および償還時の課税

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料（税込）を含みます。）を控除した利益（譲渡益）が譲渡所得とみなされて課税されます。

20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。

特定口座（源泉徴収選択口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収され、原則として、申告は不要です。

解約時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益

通算が可能となる仕組みがあります。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に「NISA（少額投資非課税制度）」の適用対象となります。ファンドは、NISAの対象ではありません。

法人の受益者に対する課税

受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、配当所得として15.315%（所得税のみ）の税率で源泉徴収されます。地方税の源泉徴収はありません。なお、益金不算入制度の適用はありません。

買取りの取扱いについては、販売会社にお問い合わせください。

分配時において、外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

個別元本について

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料（税込）は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合や、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合等は、個別元本の算出方法が異なる場合があります。

受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

上記は2026年4月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

課税上の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間（以下「当期間」といいます。）（2025年10月9日～2026年4月8日）における当ファンドの総経費率は以下の通りです。

	総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
分配重視型	1.81%	1.65%	0.16%
成長重視型	1.81%	1.65%	0.16%

（比率は年率、表示桁数未満四捨五入）

※当期間の運用・管理にかかった費用の総額（原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を当期間の平均受益権口数に平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

詳細につきましては、当期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

5【運用状況】

【ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）】

(1)【投資状況】

2026年 4月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	3,126,862,676	99.13
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		27,455,689	0.87
純資産総額		3,154,318,365	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2026年 4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ブラデスコ ブラジル債券マザー ファンド	748,500,940	3.9943	2,989,737,305	4.1775	3,126,862,676	99.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.13
合計	99.13

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第88計算期間末日 (2016年 5月 9日)	9,076,148,675	9,163,130,601	5,217	5,267
第89計算期間末日 (2016年 6月 8日)	9,194,638,541	9,281,467,019	5,295	5,345
第90計算期間末日 (2016年 7月 8日)	8,796,234,789	8,882,158,339	5,119	5,169

第91計算期間末日	(2016年 8月 8日)	9,170,186,388	9,252,884,181	5,544	5,594
第92計算期間末日	(2016年 9月 8日)	8,889,092,618	8,970,549,220	5,456	5,506
第93計算期間末日	(2016年10月11日)	9,235,351,998	9,317,223,583	5,640	5,690
第94計算期間末日	(2016年11月 8日)	9,494,448,566	9,578,526,633	5,646	5,696
第95計算期間末日	(2016年12月 8日)	9,995,677,289	10,083,364,187	5,700	5,750
第96計算期間末日	(2017年 1月10日)	11,544,643,167	11,636,689,627	6,271	6,321
第97計算期間末日	(2017年 2月 8日)	11,571,947,381	11,662,712,774	6,375	6,425
第98計算期間末日	(2017年 3月 8日)	12,283,195,566	12,377,411,237	6,519	6,569
第99計算期間末日	(2017年 4月10日)	12,680,464,239	12,780,530,943	6,336	6,386
第100計算期間末日	(2017年 5月 8日)	12,575,876,686	12,675,338,702	6,322	6,372
第101計算期間末日	(2017年 6月 8日)	11,788,440,421	11,888,493,160	5,891	5,941
第102計算期間末日	(2017年 7月10日)	12,531,691,356	12,592,690,561	6,163	6,193
第103計算期間末日	(2017年 8月 8日)	12,331,858,709	12,389,534,044	6,414	6,444
第104計算期間末日	(2017年 9月 8日)	11,877,700,897	11,933,624,374	6,372	6,402
第105計算期間末日	(2017年10月10日)	11,619,127,798	11,673,086,243	6,460	6,490
第106計算期間末日	(2017年11月 8日)	10,895,782,034	10,947,816,318	6,282	6,312
第107計算期間末日	(2017年12月 8日)	10,704,494,190	10,756,225,215	6,208	6,238
第108計算期間末日	(2018年 1月 9日)	10,916,130,100	10,967,501,115	6,375	6,405
第109計算期間末日	(2018年 2月 8日)	10,278,134,209	10,328,434,445	6,130	6,160
第110計算期間末日	(2018年 3月 8日)	10,051,640,984	10,101,355,095	6,066	6,096
第111計算期間末日	(2018年 4月 9日)	9,549,213,230	9,597,931,121	5,880	5,910
第112計算期間末日	(2018年 5月 8日)	9,169,744,829	9,218,247,849	5,672	5,702
第113計算期間末日	(2018年 6月 8日)	7,880,868,378	7,928,611,209	4,952	4,982
第114計算期間末日	(2018年 7月 9日)	8,263,890,576	8,312,534,386	5,097	5,127
第115計算期間末日	(2018年 8月 8日)	8,388,321,865	8,435,445,510	5,340	5,370
第116計算期間末日	(2018年 9月10日)	7,502,564,037	7,549,347,009	4,811	4,841
第117計算期間末日	(2018年10月 9日)	8,283,279,880	8,329,303,378	5,399	5,429
第118計算期間末日	(2018年11月 8日)	8,483,077,123	8,528,603,065	5,590	5,620
第119計算期間末日	(2018年12月10日)	8,024,293,119	8,069,404,468	5,336	5,366
第120計算期間末日	(2019年 1月 8日)	8,238,853,299	8,283,941,673	5,482	5,512
第121計算期間末日	(2019年 2月 8日)	8,341,483,211	8,386,192,500	5,597	5,627
第122計算期間末日	(2019年 3月 8日)	8,075,268,048	8,119,861,080	5,433	5,463
第123計算期間末日	(2019年 4月 8日)	8,054,125,438	8,098,432,772	5,453	5,483
第124計算期間末日	(2019年 5月 8日)	7,730,057,508	7,774,155,678	5,259	5,289
第125計算期間末日	(2019年 6月10日)	7,883,266,713	7,927,194,851	5,384	5,414
第126計算期間末日	(2019年 7月 8日)	7,977,593,307	8,020,813,966	5,537	5,567
第127計算期間末日	(2019年 8月 8日)	7,455,438,259	7,498,237,711	5,226	5,256
第128計算期間末日	(2019年 9月 9日)	7,278,229,384	7,320,700,602	5,141	5,171
第129計算期間末日	(2019年10月 8日)	7,218,706,614	7,260,911,656	5,131	5,161
第130計算期間末日	(2019年11月 8日)	7,274,141,106	7,315,692,280	5,252	5,282
第131計算期間末日	(2019年12月 9日)	7,034,370,207	7,075,480,250	5,133	5,163
第132計算期間末日	(2020年 1月 8日)	7,031,138,997	7,071,904,180	5,174	5,204

第133計算期間末日	(2020年 2月10日)	6,689,329,325	6,729,767,054	4,963	4,993
第134計算期間末日	(2020年 3月 9日)	5,758,683,688	5,798,743,752	4,313	4,343
第135計算期間末日	(2020年 4月 8日)	5,272,680,392	5,312,035,858	4,019	4,049
第136計算期間末日	(2020年 5月 8日)	4,633,199,705	4,672,379,448	3,548	3,578
第137計算期間末日	(2020年 6月 8日)	5,556,659,231	5,595,416,419	4,301	4,331
第138計算期間末日	(2020年 7月 8日)	5,004,362,987	5,029,982,985	3,907	3,927
第139計算期間末日	(2020年 8月11日)	4,784,339,837	4,809,662,223	3,779	3,799
第140計算期間末日	(2020年 9月 8日)	4,771,253,057	4,795,852,459	3,879	3,899
第141計算期間末日	(2020年10月 8日)	4,386,245,476	4,410,678,531	3,590	3,610
第142計算期間末日	(2020年11月 9日)	4,367,405,093	4,391,388,418	3,642	3,662
第143計算期間末日	(2020年12月 8日)	4,516,299,131	4,539,604,042	3,876	3,896
第144計算期間末日	(2021年 1月 8日)	4,185,643,066	4,208,589,095	3,648	3,668
第145計算期間末日	(2021年 2月 8日)	4,209,143,950	4,231,943,106	3,692	3,712
第146計算期間末日	(2021年 3月 8日)	3,964,704,296	3,987,163,644	3,531	3,551
第147計算期間末日	(2021年 4月 8日)	3,896,065,779	3,918,150,280	3,528	3,548
第148計算期間末日	(2021年 5月10日)	4,085,371,988	4,107,131,122	3,755	3,775
第149計算期間末日	(2021年 6月 8日)	4,212,884,849	4,234,361,837	3,923	3,943
第150計算期間末日	(2021年 7月 8日)	4,076,741,660	4,098,253,286	3,790	3,810
第151計算期間末日	(2021年 8月10日)	3,945,325,445	3,966,553,986	3,717	3,737
第152計算期間末日	(2021年 9月 8日)	3,902,525,327	3,923,526,414	3,716	3,736
第153計算期間末日	(2021年10月 8日)	3,621,959,594	3,642,590,816	3,511	3,531
第154計算期間末日	(2021年11月 8日)	3,518,466,562	3,538,920,675	3,440	3,460
第155計算期間末日	(2021年12月 8日)	3,499,085,160	3,519,335,555	3,456	3,476
第156計算期間末日	(2022年 1月11日)	3,369,014,518	3,388,588,788	3,442	3,462
第157計算期間末日	(2022年 2月 8日)	3,597,074,693	3,616,397,276	3,723	3,743
第158計算期間末日	(2022年 3月 8日)	3,622,723,071	3,641,897,177	3,779	3,799
第159計算期間末日	(2022年 4月 8日)	4,137,459,063	4,156,335,783	4,384	4,404
第160計算期間末日	(2022年 5月 9日)	3,945,874,448	3,964,319,324	4,279	4,299
第161計算期間末日	(2022年 6月 8日)	4,121,133,690	4,139,331,454	4,529	4,549
第162計算期間末日	(2022年 7月 8日)	3,815,747,411	3,833,767,677	4,235	4,255
第163計算期間末日	(2022年 8月 8日)	3,931,431,328	3,949,256,375	4,411	4,431
第164計算期間末日	(2022年 9月 8日)	3,997,308,752	4,014,465,182	4,660	4,680
第165計算期間末日	(2022年10月11日)	4,047,467,068	4,064,332,889	4,800	4,820
第166計算期間末日	(2022年11月 8日)	3,989,719,636	4,006,212,301	4,838	4,858
第167計算期間末日	(2022年12月 8日)	3,598,806,357	3,615,088,386	4,421	4,441
第168計算期間末日	(2023年 1月10日)	3,442,237,185	3,458,365,939	4,268	4,288
第169計算期間末日	(2023年 2月 8日)	3,390,530,715	3,406,404,532	4,272	4,292
第170計算期間末日	(2023年 3月 8日)	3,555,171,919	3,570,913,972	4,517	4,537
第171計算期間末日	(2023年 4月10日)	3,520,664,850	3,536,137,569	4,551	4,571
第172計算期間末日	(2023年 5月 8日)	3,657,226,438	3,672,552,344	4,773	4,793
第173計算期間末日	(2023年 6月 8日)	3,771,725,889	3,786,673,686	5,047	5,067
第174計算期間末日	(2023年 7月10日)	3,816,596,100	3,831,120,759	5,255	5,275

第175計算期間末日	(2023年 8月 8日)	3,755,793,609	3,770,063,623	5,264	5,284
第176計算期間末日	(2023年 9月 8日)	3,755,404,264	3,769,532,667	5,316	5,336
第177計算期間末日	(2023年10月10日)	3,626,517,148	3,640,509,357	5,184	5,204
第178計算期間末日	(2023年11月 8日)	3,841,857,025	3,855,663,098	5,565	5,585
第179計算期間末日	(2023年12月 8日)	3,595,214,922	3,608,694,065	5,334	5,354
第180計算期間末日	(2024年 1月 9日)	3,618,420,576	3,631,729,166	5,438	5,458
第181計算期間末日	(2024年 2月 8日)	3,605,270,404	3,618,388,500	5,497	5,517
第182計算期間末日	(2024年 3月 8日)	3,575,426,698	3,588,341,091	5,537	5,557
第183計算期間末日	(2024年 4月 8日)	3,520,436,190	3,533,219,385	5,508	5,528
第184計算期間末日	(2024年 5月 8日)	3,533,007,525	3,545,640,770	5,593	5,613
第185計算期間末日	(2024年 6月10日)	3,325,490,797	3,337,944,024	5,341	5,361
第186計算期間末日	(2024年 7月 8日)	3,320,169,379	3,332,567,654	5,356	5,376
第187計算期間末日	(2024年 8月 8日)	2,886,913,739	2,899,077,381	4,747	4,767
第188計算期間末日	(2024年 9月 9日)	2,829,581,263	2,841,681,930	4,677	4,697
第189計算期間末日	(2024年10月 8日)	2,935,348,146	2,947,308,519	4,908	4,928
第190計算期間末日	(2024年11月 8日)	2,898,594,511	2,910,479,431	4,878	4,898
第191計算期間末日	(2024年12月 9日)	2,585,424,977	2,597,209,213	4,388	4,408
第192計算期間末日	(2025年 1月 8日)	2,655,017,674	2,666,623,366	4,575	4,595
第193計算期間末日	(2025年 2月10日)	2,660,780,519	2,672,218,324	4,653	4,673
第194計算期間末日	(2025年 3月10日)	2,604,598,189	2,615,976,386	4,578	4,598
第195計算期間末日	(2025年 4月 8日)	2,561,971,198	2,573,251,167	4,543	4,563
第196計算期間末日	(2025年 5月 8日)	2,594,328,494	2,605,583,022	4,610	4,630
第197計算期間末日	(2025年 6月 9日)	2,685,770,875	2,696,954,383	4,803	4,823
第198計算期間末日	(2025年 7月 8日)	2,762,893,390	2,774,033,511	4,960	4,980
第199計算期間末日	(2025年 8月 8日)	2,789,797,551	2,800,779,635	5,081	5,101
第200計算期間末日	(2025年 9月 8日)	2,817,026,345	2,827,938,283	5,163	5,183
第201計算期間末日	(2025年10月 8日)	2,907,207,650	2,918,047,975	5,364	5,384
第202計算期間末日	(2025年11月10日)	2,946,875,113	2,957,593,386	5,499	5,519
第203計算期間末日	(2025年12月 8日)	2,912,955,934	2,923,646,456	5,450	5,470
第204計算期間末日	(2026年 1月 8日)	2,953,962,297	2,964,505,238	5,604	5,624
第205計算期間末日	(2026年 2月 9日)	3,047,558,403	3,057,991,676	5,842	5,862
第206計算期間末日	(2026年 3月 9日)	3,034,382,921	3,044,771,474	5,842	5,862
第207計算期間末日	(2026年 4月 8日)	3,063,496,465	3,073,816,270	5,937	5,957
	2025年 4月末日	2,624,514,732		4,663	
	5月末日	2,640,169,417		4,707	
	6月末日	2,740,549,504		4,919	
	7月末日	2,761,738,761		5,014	
	8月末日	2,796,079,412		5,120	
	9月末日	2,873,542,086		5,297	
	10月末日	2,931,359,647		5,452	
	11月末日	3,022,889,010		5,645	
	12月末日	2,845,308,161		5,397	

2026年 1月末日	3,025,854,106		5,772
2月末日	3,093,543,343		5,952
3月末日	3,023,757,857		5,850
4月末日	3,154,318,365		6,201

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第88計算期間	50円
第89計算期間	50円
第90計算期間	50円
第91計算期間	50円
第92計算期間	50円
第93計算期間	50円
第94計算期間	50円
第95計算期間	50円
第96計算期間	50円
第97計算期間	50円
第98計算期間	50円
第99計算期間	50円
第100計算期間	50円
第101計算期間	50円
第102計算期間	30円
第103計算期間	30円
第104計算期間	30円
第105計算期間	30円
第106計算期間	30円
第107計算期間	30円
第108計算期間	30円
第109計算期間	30円
第110計算期間	30円
第111計算期間	30円
第112計算期間	30円
第113計算期間	30円
第114計算期間	30円
第115計算期間	30円
第116計算期間	30円
第117計算期間	30円
第118計算期間	30円
第119計算期間	30円
第120計算期間	30円
第121計算期間	30円
第122計算期間	30円
第123計算期間	30円

第124計算期間	30円
第125計算期間	30円
第126計算期間	30円
第127計算期間	30円
第128計算期間	30円
第129計算期間	30円
第130計算期間	30円
第131計算期間	30円
第132計算期間	30円
第133計算期間	30円
第134計算期間	30円
第135計算期間	30円
第136計算期間	30円
第137計算期間	30円
第138計算期間	20円
第139計算期間	20円
第140計算期間	20円
第141計算期間	20円
第142計算期間	20円
第143計算期間	20円
第144計算期間	20円
第145計算期間	20円
第146計算期間	20円
第147計算期間	20円
第148計算期間	20円
第149計算期間	20円
第150計算期間	20円
第151計算期間	20円
第152計算期間	20円
第153計算期間	20円
第154計算期間	20円
第155計算期間	20円
第156計算期間	20円
第157計算期間	20円
第158計算期間	20円
第159計算期間	20円
第160計算期間	20円
第161計算期間	20円
第162計算期間	20円
第163計算期間	20円
第164計算期間	20円
第165計算期間	20円
第166計算期間	20円

第167計算期間	20円
第168計算期間	20円
第169計算期間	20円
第170計算期間	20円
第171計算期間	20円
第172計算期間	20円
第173計算期間	20円
第174計算期間	20円
第175計算期間	20円
第176計算期間	20円
第177計算期間	20円
第178計算期間	20円
第179計算期間	20円
第180計算期間	20円
第181計算期間	20円
第182計算期間	20円
第183計算期間	20円
第184計算期間	20円
第185計算期間	20円
第186計算期間	20円
第187計算期間	20円
第188計算期間	20円
第189計算期間	20円
第190計算期間	20円
第191計算期間	20円
第192計算期間	20円
第193計算期間	20円
第194計算期間	20円
第195計算期間	20円
第196計算期間	20円
第197計算期間	20円
第198計算期間	20円
第199計算期間	20円
第200計算期間	20円
第201計算期間	20円
第202計算期間	20円
第203計算期間	20円
第204計算期間	20円
第205計算期間	20円
第206計算期間	20円
第207計算期間	20円

【収益率の推移】

	収益率(%)
第88計算期間	8.08
第89計算期間	2.45
第90計算期間	2.37
第91計算期間	9.27
第92計算期間	0.68
第93計算期間	4.28
第94計算期間	0.99
第95計算期間	1.84
第96計算期間	10.89
第97計算期間	2.45
第98計算期間	3.04
第99計算期間	2.04
第100計算期間	0.56
第101計算期間	6.02
第102計算期間	5.12
第103計算期間	4.55
第104計算期間	0.18
第105計算期間	1.85
第106計算期間	2.29
第107計算期間	0.70
第108計算期間	3.17
第109計算期間	3.37
第110計算期間	0.55
第111計算期間	2.57
第112計算期間	3.02
第113計算期間	12.16
第114計算期間	3.53
第115計算期間	5.35
第116計算期間	9.34
第117計算期間	12.84
第118計算期間	4.09
第119計算期間	4.00
第120計算期間	3.29
第121計算期間	2.64
第122計算期間	2.39
第123計算期間	0.92
第124計算期間	3.00
第125計算期間	2.94
第126計算期間	3.39
第127計算期間	5.07
第128計算期間	1.05
第129計算期間	0.38

第130計算期間	2.94
第131計算期間	1.69
第132計算期間	1.38
第133計算期間	3.49
第134計算期間	12.49
第135計算期間	6.12
第136計算期間	10.97
第137計算期間	22.06
第138計算期間	8.69
第139計算期間	2.76
第140計算期間	3.17
第141計算期間	6.93
第142計算期間	2.00
第143計算期間	6.97
第144計算期間	5.36
第145計算期間	1.75
第146計算期間	3.81
第147計算期間	0.48
第148計算期間	7.00
第149計算期間	5.00
第150計算期間	2.88
第151計算期間	1.39
第152計算期間	0.51
第153計算期間	4.97
第154計算期間	1.45
第155計算期間	1.04
第156計算期間	0.17
第157計算期間	8.74
第158計算期間	2.04
第159計算期間	16.53
第160計算期間	1.93
第161計算期間	6.30
第162計算期間	6.04
第163計算期間	4.62
第164計算期間	6.09
第165計算期間	3.43
第166計算期間	1.20
第167計算期間	8.20
第168計算期間	3.00
第169計算期間	0.56
第170計算期間	6.20
第171計算期間	1.19
第172計算期間	5.31

第173計算期間	6.15
第174計算期間	4.51
第175計算期間	0.55
第176計算期間	1.36
第177計算期間	2.10
第178計算期間	7.73
第179計算期間	3.79
第180計算期間	2.32
第181計算期間	1.45
第182計算期間	1.09
第183計算期間	0.16
第184計算期間	1.90
第185計算期間	4.14
第186計算期間	0.65
第187計算期間	10.99
第188計算期間	1.05
第189計算期間	5.36
第190計算期間	0.20
第191計算期間	9.63
第192計算期間	4.71
第193計算期間	2.14
第194計算期間	1.18
第195計算期間	0.32
第196計算期間	1.91
第197計算期間	4.62
第198計算期間	3.68
第199計算期間	2.84
第200計算期間	2.00
第201計算期間	4.28
第202計算期間	2.88
第203計算期間	0.52
第204計算期間	3.19
第205計算期間	4.60
第206計算期間	0.34
第207計算期間	1.96

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第88計算期間	103,405,543	456,180,726	17,396,385,211
第89計算期間	487,472,029	518,161,479	17,365,695,761
第90計算期間	389,438,111	570,423,758	17,184,710,114
第91計算期間	281,360,072	926,511,533	16,539,558,653

第92計算期間	370,486,293	618,724,419	16,291,320,527
第93計算期間	465,429,760	382,433,247	16,374,317,040
第94計算期間	821,132,908	379,836,530	16,815,613,418
第95計算期間	1,123,731,989	401,965,750	17,537,379,657
第96計算期間	1,685,627,247	813,714,831	18,409,292,073
第97計算期間	1,188,579,489	1,444,792,906	18,153,078,656
第98計算期間	1,619,034,539	928,978,954	18,843,134,241
第99計算期間	1,901,720,747	731,513,996	20,013,340,992
第100計算期間	287,029,897	407,967,551	19,892,403,338
第101計算期間	1,082,977,248	964,832,704	20,010,547,882
第102計算期間	675,211,319	352,690,663	20,333,068,538
第103計算期間	282,041,283	1,389,998,037	19,225,111,784
第104計算期間	207,694,575	791,647,225	18,641,159,134
第105計算期間	252,258,450	907,269,199	17,986,148,385
第106計算期間	144,273,945	785,660,941	17,344,761,389
第107計算期間	263,231,416	364,317,695	17,243,675,110
第108計算期間	167,724,287	287,727,487	17,123,671,910
第109計算期間	138,881,543	495,808,036	16,766,745,417
第110計算期間	139,340,362	334,715,177	16,571,370,602
第111計算期間	42,663,204	374,736,509	16,239,297,297
第112計算期間	37,266,332	108,890,196	16,167,673,433
第113計算期間	63,014,896	316,411,262	15,914,277,067
第114計算期間	657,290,557	356,964,195	16,214,603,429
第115計算期間	153,358,126	660,079,656	15,707,881,899
第116計算期間	80,368,591	193,926,261	15,594,324,229
第117計算期間	51,472,940	304,630,908	15,341,166,261
第118計算期間	69,067,798	234,920,010	15,175,314,049
第119計算期間	97,909,051	236,106,505	15,037,116,595
第120計算期間	36,430,918	44,089,287	15,029,458,226
第121計算期間	81,365,786	207,727,669	14,903,096,343
第122計算期間	103,499,666	142,251,879	14,864,344,130
第123計算期間	91,097,022	186,329,526	14,769,111,626
第124計算期間	54,128,901	123,850,404	14,699,390,123
第125計算期間	70,616,328	127,293,713	14,642,712,738
第126計算期間	39,452,659	275,278,947	14,406,886,450
第127計算期間	93,902,635	234,304,925	14,266,484,160
第128計算期間	40,168,330	149,579,705	14,157,072,785
第129計算期間	102,123,714	190,848,939	14,068,347,560
第130計算期間	40,746,352	258,702,397	13,850,391,515
第131計算期間	64,908,826	211,952,567	13,703,347,774
第132計算期間	63,043,258	177,996,609	13,588,394,423
第133計算期間	52,929,425	162,080,750	13,479,243,098
第134計算期間	46,328,304	172,216,558	13,353,354,844

第135計算期間	35,367,759	270,233,641	13,118,488,962
第136計算期間	30,737,405	89,311,862	13,059,914,505
第137計算期間	59,608,613	200,460,387	12,919,062,731
第138計算期間	38,894,982	147,958,666	12,809,999,047
第139計算期間	23,985,122	172,790,862	12,661,193,307
第140計算期間	33,109,233	394,601,221	12,299,701,319
第141計算期間	25,992,178	109,165,527	12,216,527,970
第142計算期間	26,232,742	251,098,165	11,991,662,547
第143計算期間	25,233,936	364,440,712	11,652,455,771
第144計算期間	23,291,374	202,732,633	11,473,014,512
第145計算期間	23,059,600	96,495,985	11,399,578,127
第146計算期間	24,707,235	194,611,192	11,229,674,170
第147計算期間	35,573,316	222,996,596	11,042,250,890
第148計算期間	22,597,533	185,281,280	10,879,567,143
第149計算期間	21,017,107	162,089,777	10,738,494,473
第150計算期間	280,946,583	263,627,982	10,755,813,074
第151計算期間	20,993,519	162,536,002	10,614,270,591
第152計算期間	20,540,940	134,267,906	10,500,543,625
第153計算期間	23,231,805	208,164,420	10,315,611,010
第154計算期間	27,600,962	116,155,195	10,227,056,777
第155計算期間	26,813,556	128,672,626	10,125,197,707
第156計算期間	20,942,944	359,005,557	9,787,135,094
第157計算期間	17,738,140	143,581,514	9,661,291,720
第158計算期間	21,808,156	96,046,499	9,587,053,377
第159計算期間	29,815,214	178,508,285	9,438,360,306
第160計算期間	18,891,013	234,813,270	9,222,438,049
第161計算期間	21,345,213	144,900,888	9,098,882,374
第162計算期間	15,603,904	104,352,896	9,010,133,382
第163計算期間	15,985,674	113,595,338	8,912,523,718
第164計算期間	20,822,182	355,130,762	8,578,215,138
第165計算期間	10,447,643	155,751,885	8,432,910,896
第166計算期間	12,263,643	198,841,838	8,246,332,701
第167計算期間	21,367,052	126,685,144	8,141,014,609
第168計算期間	33,831,215	110,468,578	8,064,377,246
第169計算期間	19,744,094	147,212,792	7,936,908,548
第170計算期間	27,510,854	93,392,539	7,871,026,863
第171計算期間	52,888,057	187,555,081	7,736,359,839
第172計算期間	50,547,917	123,954,266	7,662,953,490
第173計算期間	12,152,173	201,206,665	7,473,898,998
第174計算期間	97,856,046	309,425,357	7,262,329,687
第175計算期間	10,446,913	137,769,116	7,135,007,484
第176計算期間	12,605,986	83,411,858	7,064,201,612
第177計算期間	8,166,056	76,263,080	6,996,104,588

第178計算期間	9,197,841	102,265,653	6,903,036,776
第179計算期間	9,043,298	172,508,361	6,739,571,713
第180計算期間	14,163,227	99,439,796	6,654,295,144
第181計算期間	11,913,506	107,160,435	6,559,048,215
第182計算期間	12,472,605	114,324,228	6,457,196,592
第183計算期間	12,130,848	77,729,713	6,391,597,727
第184計算期間	6,886,725	81,861,760	6,316,622,692
第185計算期間	8,025,051	98,034,076	6,226,613,667
第186計算期間	10,333,592	37,809,345	6,199,137,914
第187計算期間	8,339,508	125,656,139	6,081,821,283
第188計算期間	6,974,725	38,462,282	6,050,333,726
第189計算期間	8,703,022	78,849,897	5,980,186,851
第190計算期間	7,561,726	45,288,304	5,942,460,273
第191計算期間	8,103,115	58,445,269	5,892,118,119
第192計算期間	9,830,773	99,102,452	5,802,846,440
第193計算期間	10,211,361	94,155,203	5,718,902,598
第194計算期間	7,791,144	37,595,155	5,689,098,587
第195計算期間	9,699,197	58,813,195	5,639,984,589
第196計算期間	6,676,625	19,396,814	5,627,264,400
第197計算期間	7,754,767	43,264,854	5,591,754,313
第198計算期間	10,364,485	32,057,840	5,570,060,958
第199計算期間	8,111,350	87,130,096	5,491,042,212
第200計算期間	10,178,270	45,251,188	5,455,969,294
第201計算期間	5,277,384	41,084,148	5,420,162,530
第202計算期間	6,841,972	67,867,937	5,359,136,565
第203計算期間	24,710,891	38,586,161	5,345,261,295
第204計算期間	5,806,818	79,597,222	5,271,470,891
第205計算期間	4,650,461	59,484,796	5,216,636,556
第206計算期間	7,740,713	30,100,495	5,194,276,774
第207計算期間	7,771,865	42,145,674	5,159,902,965

【ブラデスコ ブラジル債券ファンド(成長重視型)】

(1) 【投資状況】

2026年 4月30日現在

(単位:円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	626,515,720	98.99
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		6,408,653	1.01
純資産総額		632,924,373	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

a 評価額上位30銘柄

2026年 4月30日現在

国/ 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	親投資信託受益証券	ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド	149,973,841	3.9959	599,280,472	4.1775	626,515,720	98.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類 / 業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	98.99
合計	98.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記計算期間末日および2026年4月末日、同日前1年以内における各月末の純資産の推移は次の通りです。

(単位：円)

	純資産総額		基準価額 (1万口当たりの純資産価額)	
	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第16計算期間末日 (2016年10月11日)	947,127,805	947,723,410	15,902	15,912
第17計算期間末日 (2017年 4月10日)	1,066,516,860	1,067,085,555	18,754	18,764
第18計算期間末日 (2017年10月10日)	1,158,726,469	1,159,311,047	19,822	19,832
第19計算期間末日 (2018年 4月 9日)	1,120,485,225	1,121,088,860	18,562	18,572
第20計算期間末日 (2018年10月 9日)	1,107,692,659	1,108,320,536	17,642	17,652
第21計算期間末日 (2019年 4月 8日)	1,187,174,923	1,187,819,951	18,405	18,415
第22計算期間末日 (2019年10月 8日)	1,132,223,374	1,132,855,630	17,908	17,918
第23計算期間末日 (2020年 4月 8日)	953,429,489	954,084,907	14,547	14,557
第24計算期間末日 (2020年10月 8日)	831,930,703	832,548,344	13,469	13,479
第25計算期間末日 (2021年 4月 8日)	848,887,656	849,508,251	13,679	13,689
第26計算期間末日 (2021年10月 8日)	873,235,041	873,856,450	14,052	14,062
第27計算期間末日 (2022年 4月 8日)	845,216,303	845,682,854	18,116	18,126
第28計算期間末日 (2022年10月11日)	795,154,213	795,544,653	20,366	20,376
第29計算期間末日 (2023年 4月10日)	729,999,599	730,367,958	19,818	19,828
第30計算期間末日 (2023年10月10日)	778,717,439	779,054,562	23,099	23,109
第31計算期間末日 (2024年 4月 8日)	781,251,016	781,562,618	25,072	25,082

第32計算期間末日	(2024年10月 8日)	631,296,006	631,571,936	22,879	22,889
第33計算期間末日	(2025年 4月 8日)	500,078,195	500,308,467	21,717	21,727
第34計算期間末日	(2025年10月 8日)	550,562,716	550,772,432	26,253	26,263
第35計算期間末日	(2026年 4月 8日)	602,541,764	602,744,986	29,649	29,659
	2025年 4月末日	513,558,616		22,291	
	5月末日	503,528,690		22,601	
	6月末日	527,738,631		23,717	
	7月末日	515,923,899		24,273	
	8月末日	527,409,637		24,880	
	9月末日	543,721,366		25,841	
	10月末日	558,348,637		26,685	
	11月末日	570,135,125		27,730	
	12月末日	540,149,965		26,608	
	2026年 1月末日	578,234,745		28,546	
	2月末日	601,457,342		29,533	
	3月末日	584,284,104		29,133	
	4月末日	632,924,373		30,957	

【分配の推移】

	1万口当たりの分配金
第16計算期間	10円
第17計算期間	10円
第18計算期間	10円
第19計算期間	10円
第20計算期間	10円
第21計算期間	10円
第22計算期間	10円
第23計算期間	10円
第24計算期間	10円
第25計算期間	10円
第26計算期間	10円
第27計算期間	10円
第28計算期間	10円
第29計算期間	10円
第30計算期間	10円
第31計算期間	10円
第32計算期間	10円
第33計算期間	10円
第34計算期間	10円
第35計算期間	10円

【収益率の推移】

	収益率（％）
--	--------

第16計算期間	22.40
第17計算期間	17.99
第18計算期間	5.74
第19計算期間	6.30
第20計算期間	4.90
第21計算期間	4.38
第22計算期間	2.64
第23計算期間	18.71
第24計算期間	7.34
第25計算期間	1.63
第26計算期間	2.79
第27計算期間	28.99
第28計算期間	12.47
第29計算期間	2.64
第30計算期間	16.60
第31計算期間	8.58
第32計算期間	8.70
第33計算期間	5.03
第34計算期間	20.93
第35計算期間	12.97

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落の額）を控除した額を当該基準価額（分配落の額）で除して得た数に100を乗じて得た数をいう。

（４）【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数	発行済口数
第16計算期間	47,756,368	95,537,856	595,605,899
第17計算期間	215,301,476	242,211,536	568,695,839
第18計算期間	369,391,751	353,509,026	584,578,564
第19計算期間	66,375,783	47,318,401	603,635,946
第20計算期間	64,657,270	40,415,818	627,877,398
第21計算期間	61,406,686	44,256,046	645,028,038
第22計算期間	11,365,611	24,137,543	632,256,106
第23計算期間	57,032,592	33,870,085	655,418,613
第24計算期間	13,408,868	51,185,895	617,641,586
第25計算期間	48,443,892	45,489,703	620,595,775
第26計算期間	65,703,584	64,889,749	621,409,610
第27計算期間	25,260,001	180,118,314	466,551,297
第28計算期間	9,733,311	85,844,452	390,440,156
第29計算期間	14,657,153	36,737,332	368,359,977
第30計算期間	24,504,826	55,741,556	337,123,247
第31計算期間	3,193,784	28,714,362	311,602,669
第32計算期間	6,362,241	42,034,586	275,930,324
第33計算期間	3,290,960	48,948,665	230,272,619
第34計算期間	3,844,261	24,400,757	209,716,123

第35計算期間	12,988,212	19,482,166	203,222,169
---------	------------	------------	-------------

(参考)

ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド

投資状況

2026年 4月30日現在

(単位：円)

資産の種類	国/地域	時価合計	投資比率(%)
国債証券	ブラジル	3,617,582,570	96.38
コール・ローン、その他資産 (負債控除後)		135,816,868	3.62
純資産総額		3,753,399,438	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

a 評価額上位30銘柄

2026年 4月30日現在

国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限 (年/月/日)	投資 比率 (%)
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 290101	25,950,000	2,256.31	585,514,855	2,270.13	589,099,349		2029/1/1	15.70
ブラジル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NTN 310101	16,500,000	2,883.78	475,824,756	2,904.14	479,183,434	10.000000	2031/1/1	12.77
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 270701	15,300,000	2,734.57	418,389,447	2,752.14	421,077,718		2027/7/1	11.22
ブラジル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NT 270101	12,085,000	3,208.48	387,745,458	3,231.88	390,573,572	10.000000	2027/1/1	10.41
ブラジル	国債証券	10(IN)BRAZIL NTN 290101	11,010,000	3,035.92	334,255,277	3,054.35	336,284,687	10.000000	2029/1/1	8.96
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 300101	16,550,000	1,982.69	328,136,077	1,993.18	329,872,444		2030/1/1	8.79
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 280101	9,050,000	2,560.95	231,766,125	2,579.63	233,457,021		2028/1/1	6.22
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 290701	9,700,000	2,148.56	208,410,963	2,126.35	206,256,830		2029/7/1	5.50
ブラジル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NTN 350101	6,860,000	2,687.64	184,372,118	2,709.73	185,887,524	10.000000	2035/1/1	4.95
ブラジル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NTN 330101	6,000,000	2,771.78	166,307,203	2,790.08	167,404,914	10.000000	2033/1/1	4.46
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 320101	8,000,000	1,521.26	121,701,343	1,532.40	122,592,659		2032/1/1	3.27
ブラジル	国債証券	6(IN)BR NTN-B I/L 500815	500,000	13,154.84	65,774,230	13,288.06	66,440,328	6.000000	2050/8/15	1.77
ブラジル	国債証券	BRAZIL-LTN 280701	2,000,000	2,406.19	48,123,822	2,420.22	48,404,561		2028/7/1	1.29
ブラジル	国債証券	6 NOTA DO TES I/L 280815	281,000	14,496.15	40,734,197	14,607.66	41,047,529	6.000000	2028/8/15	1.09

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

b 全銘柄の種類/業種別投資比率

2026年 4月30日現在

種類	投資比率(%)
国債証券	96.38
合計	96.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

参考情報

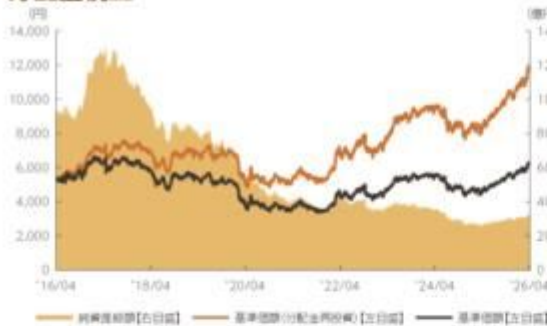


運用実績

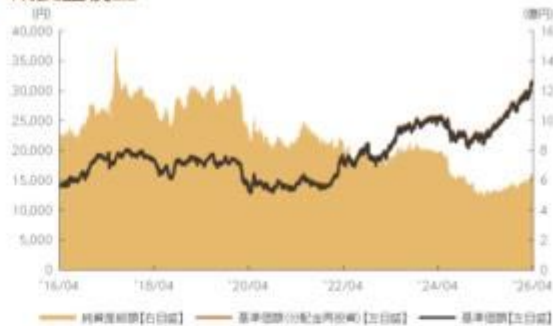
2026年4月30日現在

■基準価額・純資産の推移 2016年4月28日～2026年4月30日

分配重視型



成長重視型



- ・基準価額(分配金再投資)はグラフの起点における基準価額に合わせて指数化
- ・基準価額、基準価額(分配金再投資)は運用報酬(信託報酬)控除後です。

■基準価額・純資産

	分配重視型	成長重視型
基準価額	6,201円	30,957円
純資産総額	31.5億円	6.3億円

・純資産総額は表示桁未満切捨て

■分配の推移

	分配重視型	成長重視型
2026年4月	20円	10円
2026年3月	20円	10円
2026年2月	20円	10円
2026年1月	20円	10円
2025年12月	20円	10円
2025年11月	20円	10円
直近1年間累計	240円	設定来累計
設定来累計	12,145円	350円

・分配金は1万円当たり、税引前

■主要な資産の状況

分配重視型

種別構成	比率
国債	95.5%
コールローン他 (負債控除後)	4.5%
合計	100.0%

組入上位銘柄	種別	分配重視型	成長重視型
1 BRAZIL-LTN 290101	国債	15.6%	15.5%
2 10 (IN)BRAZIL NTN 310101	国債	12.7%	12.6%
3 BRAZIL-LTN 270701	国債	11.1%	11.1%
4 10 (IN)BRAZIL NT 270101	国債	10.3%	10.3%
5 10(IN) BRAZIL NTN 290101	国債	8.9%	8.9%
6 BRAZIL-LTN 300101	国債	8.7%	8.7%
7 BRAZIL-LTN 280101	国債	6.2%	6.2%
8 BRAZIL-LTN 290701	国債	5.4%	5.4%
9 10 (IN)BRAZIL NTN 350101	国債	4.9%	4.9%
10 10 (IN)BRAZIL NTN 330101	国債	4.4%	4.4%

成長重視型

種別構成	比率
国債	95.4%
コールローン他 (負債控除後)	4.6%
合計	100.0%

- ・各比率はファンドの純資産総額に対する投資比率(小数点第二位四捨五入)
- ・コールローン他には未収・未払項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

■年間収益率の推移

分配重視型



成長重視型



- ・収益率は基準価額(分配金再投資)で計算
- ・2026年は年初から4月30日までの収益率を表示
- ・ファンドにベンチマークはありません。

上記は、過去の実績であり、将来の投資成果を保証するものではありません。
運用状況等は、委託会社のホームページ等で開示している場合があります。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

<訂正前>

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
（受付時間：営業日の9:00～17:00）
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

<訂正後>

基準価額の算出方法

基準価額 = 信託財産の純資産総額 ÷ 受益権総口数

なお、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

「信託財産の純資産総額」とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人資産運用業協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（資産の評価方法）

・株式 / 上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場（外国で取引されているものについては、原則として、金融商品取引所における計算時に知りうる直近の日の最終相場）で評価します。

・転換社債 / 転換社債型新株予約権付社債

原則として、金融商品取引所における計算日の最終相場、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額（外国で取引されているものについては、原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額）で評価します。

・公社債等

原則として、計算日に入手した日本証券業協会発表の売買参考統計値（平均値）、金融商品取引業者・銀行等の提示する価額（売気配相場を除く。）または価格情報会社の提供する価額のいずれかの価額で評価します。

残存期間1年以内の公社債等については、一部償却原価法による評価を適用することができます。

・マザーファンド

計算日における基準価額で評価します。

・投資信託証券（上場投資信託証券 / 不動産投資信託証券を除く。）

原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

・外貨建資産

原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値により円換算します。

・外国為替予約取引

原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値により評価します。

・市場デリバティブ取引

原則として、金融商品取引所が発表する計算日の清算値段等で評価します。

基準価額の算出頻度

原則として、委託会社の営業日に計算されます。

基準価額の照会方法

基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。

なお、下記においてもご照会いただけます。

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
お客様専用フリーダイヤル 0120-151034
(受付時間：営業日の9:00～17:00)
ホームページアドレス <https://www.am.mufg.jp/>

第3【ファンドの経理状況】

1 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2 毎月決算ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当期（2025年10月9日から2026年4月8日まで）の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	前期 [2025年10月 8日現在]	当期 [2026年 4月 8日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	31,018,568	34,268,874
親投資信託受益証券	2,878,348,692	3,031,727,531
未収入金	14,000,000	13,000,000
未収利息	395	668
流動資産合計	2,923,367,655	3,078,997,073
資産合計	2,923,367,655	3,078,997,073
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	10,840,325	10,319,805
未払解約金	1,442,845	1,038,561
未払受託者報酬	128,867	137,689
未払委託者報酬	3,737,153	3,992,998
その他未払費用	10,815	11,555
流動負債合計	16,160,005	15,500,608
負債合計	16,160,005	15,500,608
純資産の部		
元本等		
元本	5,420,162,530	5,159,902,965
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	2,512,954,880	2,096,406,500
（分配準備積立金）	446,500,246	512,973,752
元本等合計	2,907,207,650	3,063,496,465
純資産合計	2,907,207,650	3,063,496,465
負債純資産合計	2,923,367,655	3,078,997,073

(2)【損益及び剰余金計算書】

	前期		当期	
	自 2025年 4月 9日	至 2025年10月 8日	自 2025年10月 9日	至 2026年 4月 8日
営業収益				
受取利息		64,635		100,526
有価証券売買等損益		542,980,048		389,378,839
営業収益合計		543,044,683		389,479,365
営業費用				
受託者報酬		751,178		817,433
委託者報酬		21,784,187		23,705,401
その他費用		63,038		68,604
営業費用合計		22,598,403		24,591,438
営業利益又は営業損失（ ）		520,446,280		364,887,927
経常利益又は経常損失（ ）		520,446,280		364,887,927
当期純利益又は当期純損失（ ）		520,446,280		364,887,927
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		913,864		1,347,899
期首剰余金又は期首欠損金（ ）		3,078,013,391		2,512,954,880
剰余金増加額又は欠損金減少額		136,606,823		141,246,153
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		136,606,823		141,246,153
剰余金減少額又は欠損金増加額		24,768,224		25,144,434
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		24,768,224		25,144,434
分配金		66,312,504		63,093,367
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		2,512,954,880		2,096,406,500

（3）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

（重要な会計上の見積りに関する注記）

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌特定期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

（貸借対照表に関する注記）

	前期 [2025年10月 8日現在]	当期 [2026年 4月 8日現在]
1. 期首元本額	5,639,984,589円	5,420,162,530円
期中追加設定元本額	48,362,881円	57,522,720円
期中一部解約元本額	268,184,940円	317,782,285円
2. 元本の欠損 純資産額が元本総額を下回っており、その差額であります。	2,512,954,880円	2,096,406,500円
3. 受益権の総数	5,420,162,530口	5,159,902,965口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

前期 自 2025年 4月 9日 至 2025年10月 8日	当期 自 2025年10月 9日 至 2026年 4月 8日																		
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の35の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の35の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。																		
2. 分配金の計算過程 第196期 2025年 4月 9日 2025年 5月 8日	2. 分配金の計算過程 第202期 2025年10月 9日 2025年11月10日																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>15,794,002円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	15,794,002円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>費用控除後の配当等収益額</td> <td>A</td> <td>18,013,445円</td> </tr> <tr> <td>費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額</td> <td>B</td> <td>円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			費用控除後の配当等収益額	A	18,013,445円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	15,794,002円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																	
項目																			
費用控除後の配当等収益額	A	18,013,445円																	
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円																	

前期 自 2025年 4月 9日 至 2025年10月 8日			当期 自 2025年10月 9日 至 2026年 4月 8日		
収益調整金額	C	94,283,613円	収益調整金額	C	93,488,369円
分配準備積立金額	D	378,603,390円	分配準備積立金額	D	440,913,414円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	488,681,005円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	552,415,228円
当ファンドの期末残存口数	F	5,627,264,400口	当ファンドの期末残存口数	F	5,359,136,565口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	868円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,030円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	11,254,528円	収益分配金額	I=F*H/10,000	10,718,273円
第197期 2025年 5月 9日 2025年 6月 9日			第203期 2025年11月11日 2025年12月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,879,406円	費用控除後の配当等収益額	A	11,389,787円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	94,229,439円	収益調整金額	C	95,345,671円
分配準備積立金額	D	380,200,122円	分配準備積立金額	D	444,990,997円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	491,308,967円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	551,726,455円
当ファンドの期末残存口数	F	5,591,754,313口	当ファンドの期末残存口数	F	5,345,261,295口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	878円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,032円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	11,183,508円	収益分配金額	I=F*H/10,000	10,690,522円
第198期 2025年 6月10日 2025年 7月 8日			第204期 2025年12月 9日 2026年 1月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	70,137,125円	費用控除後の配当等収益額	A	78,660,039円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	94,603,542円	収益調整金額	C	94,526,974円
分配準備積立金額	D	383,687,272円	分配準備積立金額	D	439,058,750円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	548,427,939円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	612,245,763円
当ファンドの期末残存口数	F	5,570,060,958口	当ファンドの期末残存口数	F	5,271,470,891口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	984円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,161円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	11,140,121円	収益分配金額	I=F*H/10,000	10,542,941円
第199期 2025年 7月 9日 2025年 8月 8日			第205期 2026年 1月 9日 2026年 2月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,665,449円	費用控除後の配当等収益額	A	18,241,283円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	93,915,563円	収益調整金額	C	93,997,562円
分配準備積立金額	D	435,765,978円	分配準備積立金額	D	501,457,237円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	546,346,990円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	613,696,082円
当ファンドの期末残存口数	F	5,491,042,212口	当ファンドの期末残存口数	F	5,216,636,556口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	994円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,176円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	10,982,084円	収益分配金額	I=F*H/10,000	10,433,273円
第200期 2025年 8月 9日 2025年 9月 8日			第206期 2026年 2月10日 2026年 3月 9日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	17,327,376円	費用控除後の配当等収益額	A	15,039,639円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	94,152,075円	収益調整金額	C	94,365,896円
分配準備積立金額	D	437,816,740円	分配準備積立金額	D	506,330,136円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	549,296,191円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	615,735,671円
当ファンドの期末残存口数	F	5,455,969,294口	当ファンドの期末残存口数	F	5,194,276,774口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,006円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,185円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	10,911,938円	収益分配金額	I=F*H/10,000	10,388,553円
第201期 2025年 9月 9日 2025年10月 8日			第207期 2026年 3月10日 2026年 4月 8日		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	16,450,970円	費用控除後の配当等収益額	A	16,454,971円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	93,973,061円	収益調整金額	C	94,516,741円

前期 自 2025年 4月 9日 至 2025年10月 8日			当期 自 2025年10月 9日 至 2026年 4月 8日		
分配準備積立金額	D	440,889,601円	分配準備積立金額	D	506,838,586円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	551,313,632円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	617,810,298円
当ファンドの期末残存口数	F	5,420,162,530口	当ファンドの期末残存口数	F	5,159,902,965口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,017円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	1,197円
1万口当たり分配金額	H	20円	1万口当たり分配金額	H	20円
収益分配金額	I=F*H/10,000	10,840,325円	収益分配金額	I=F*H/10,000	10,319,805円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	前期 自 2025年 4月 9日 至 2025年10月 8日	当期 自 2025年10月 9日 至 2026年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	前期 [2025年10月 8日現在]	当期 [2026年 4月 8日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	前期 [2025年10月 8日現在]	当期 [2026年 4月 8日現在]
	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	最終計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	122,692,881	63,453,526
合計	122,692,881	63,453,526

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	前期 [2025年10月 8日現在]	当期 [2026年 4月 8日現在]
1口当たり純資産額	0.5364円	0.5937円
(1万口当たり純資産額)	(5,364円)	(5,937円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種 類	銘 柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド	759,013,477	3,031,727,531	
	合計	759,013,477	3,031,727,531	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

【ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）】

（1）【貸借対照表】

（単位：円）

	第34期 [2025年10月 8日現在]	第35期 [2026年 4月 8日現在]
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	9,690,578	14,244,346
親投資信託受益証券	546,057,227	593,227,696
未収利息	123	277
流動資産合計	555,747,928	607,472,319
資産合計	555,747,928	607,472,319
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	209,716	203,222
未払解約金	653,743	29,077
未払受託者報酬	143,716	156,235
未払委託者報酬	4,167,758	4,530,834
その他未払費用	10,279	11,187
流動負債合計	5,185,212	4,930,555
負債合計	5,185,212	4,930,555
純資産の部		
元本等		
元本	209,716,123	203,222,169
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	340,846,593	399,319,595

	第34期 [2025年10月 8日現在]	第35期 [2026年 4月 8日現在]
(分配準備積立金)	232,018,422	241,225,369
元本等合計	550,562,716	602,541,764
純資産合計	550,562,716	602,541,764
負債純資産合計	555,747,928	607,472,319

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第34期 自 2025年 4月 9日 至 2025年10月 8日	第35期 自 2025年10月 9日 至 2026年 4月 8日
営業収益		
受取利息	19,177	31,115
有価証券売買等損益	103,360,806	74,600,469
営業収益合計	103,379,983	74,631,584
営業費用		
受託者報酬	143,716	156,235
委託者報酬	4,167,758	4,530,834
その他費用	10,279	11,187
営業費用合計	4,321,753	4,698,256
営業利益又は営業損失()	99,058,230	69,933,328
経常利益又は経常損失()	99,058,230	69,933,328
当期純利益又は当期純損失()	99,058,230	69,933,328
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	4,714,024	3,095,491
期首剰余金又は期首欠損金()	269,805,576	340,846,593
剰余金増加額又は欠損金減少額	5,518,201	23,549,762
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	5,518,201	23,549,762
剰余金減少額又は欠損金増加額	28,611,674	31,711,375
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	28,611,674	31,711,375
分配金	209,716	203,222
期末剰余金又は期末欠損金()	340,846,593	399,319,595

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券は時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
--------------------	---

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌計算期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	第34期 [2025年10月 8日現在]	第35期 [2026年 4月 8日現在]
1. 期首元本額	230,272,619円	209,716,123円
期中追加設定元本額	3,844,261円	12,988,212円
期中一部解約元本額	24,400,757円	19,482,166円
2. 受益権の総数	209,716,123口	203,222,169口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第34期 自 2025年 4月 9日 至 2025年10月 8日	第35期 自 2025年10月 9日 至 2026年 4月 8日
1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の35の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。	1. 運用に係る権限を委託するための費用 「ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド」の信託財産の運用の指図に係る権限の全部または一部を委託するために要する費用として、信託財産に属する同親投資信託の信託財産の純資産総額に対し年10,000分の35の率を乗じて得た額を委託者報酬の中から支弁しております。

第34期 自 2025年 4月 9日 至 2025年10月 8日			第35期 自 2025年10月 9日 至 2026年 4月 8日		
2. 分配金の計算過程			2. 分配金の計算過程		
項目			項目		
費用控除後の配当等収益額	A	28,096,469円	費用控除後の配当等収益額	A	30,459,097円
費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	B	円
収益調整金額	C	309,240,664円	収益調整金額	C	313,645,719円
分配準備積立金額	D	204,131,669円	分配準備積立金額	D	210,969,494円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	541,468,802円	当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	555,074,310円
当ファンドの期末残存口数	F	209,716,123口	当ファンドの期末残存口数	F	203,222,169口
1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	25,819円	1万口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	27,313円
1万口当たり分配金額	H	10円	1万口当たり分配金額	H	10円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	209,716円	収益分配金金額	I=F*H/10,000	203,222円

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	第34期 自 2025年 4月 9日 至 2025年10月 8日	第35期 自 2025年10月 9日 至 2026年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、親投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。	同左
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。	同左

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	第34期 [2025年10月 8日現在]	第35期 [2026年 4月 8日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、(重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コールローン等)は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1) 有価証券 同左 (2) デリバティブ取引 同左 (3) 上記以外の金融商品 同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

	第34期 [2025年10月 8日現在]	第35期 [2026年 4月 8日現在]

種類	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	99,111,523	72,570,586
合計	99,111,523	72,570,586

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	第34期 [2025年10月 8日現在]	第35期 [2026年 4月 8日現在]
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	2.6253円 (26,253円)	2.9649円 (29,649円)

（4）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

種類	銘柄	口数	評価額	備考
親投資信託受益証券	ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド	148,518,563	593,227,696	
	合計	148,518,563	593,227,696	

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドの主要投資対象の状況は以下の通りです。

なお、以下に記載した情報は、監査の対象外であります。

ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド

貸借対照表

（単位：円）

[2026年 4月 8日現在]

資産の部	
流動資産	
預金	434,728
コール・ローン	89,425,344
国債証券	3,346,814,295
未収入金	201,271,944
未収利息	1,743
流動資産合計	3,637,948,054
資産合計	3,637,948,054
負債の部	

[2026年 4月 8日現在]

流動負債	
未払解約金	13,000,000
流動負債合計	13,000,000
負債合計	13,000,000
純資産の部	
元本等	
元本	907,532,040
剰余金	
剰余金又は欠損金（ ）	2,717,416,014
元本等合計	3,624,948,054
純資産合計	3,624,948,054
負債純資産合計	3,637,948,054

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	公社債は時価で評価しております。時価評価にあたっては、価格情報会社等の提供する理論価格で評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	為替予約取引は原則としてわが国における対顧客先物相場の仲値で評価しております。
3. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	外貨建資産等の会計処理 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条および第61条にしたがって処理しております。

(重要な会計上の見積りに関する注記)

財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

(貸借対照表に関する注記)

	[2026年 4月 8日現在]
1. 期首	2025年10月 9日
期首元本額	978,345,786円
期中追加設定元本額	1,724,920円
期中一部解約元本額	72,538,666円
元本の内訳	
ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）	759,013,477円
ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）	148,518,563円
合計	907,532,040円
2. 受益権の総数	907,532,040口

当該親投資信託受益証券を投資対象とする証券投資信託ごとの元本額

(金融商品に関する注記)

1 金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年10月 9日 至 2026年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」（昭和26年法律第198号）第2条第4項に定める証券投資信託であり、有価証券等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドは、公社債等に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク、為替リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 当ファンドは、外貨の決済のために為替予約取引を利用しております。当該デリバティブ取引は、為替相場の変動による市場リスクおよび信用リスク等を有しておりますが、ごく短期間で実際に外貨の受渡を伴うことから、為替相場の変動によるリスクは限定的であります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	ファンドのコンセプトに応じて、適切にコントロールするため、委託会社では、運用部門において、ファンドに含まれる各種投資リスクを常時把握しつつ、ファンドのコンセプトに沿ったリスクの範囲で運用を行っております。 また、運用部から独立した管理担当部署によりリスク運営状況のモニタリング等のリスク管理を行っており、この結果はリスク管理委員会等を通じて運用部門にフィードバックされます。 当ファンドは、ファンドの運用の指図に関する権限を再委託しております。この場合、再委託先で投資リスクに対する管理体制を構築しているほか、当該再委託先のリスクの管理体制や管理状況の確認を委託会社で行っております。

2 金融商品の時価等に関する事項

区分	[2026年 4月 8日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	時価で計上しているためその差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 有価証券 売買目的有価証券は、（重要な会計方針に係る事項に関する注記）に記載しております。 (2) デリバティブ取引 デリバティブ取引は、該当事項はありません。 (3) 上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コールローン等）は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

種類	[2026年 4月 8日現在]
	当期間の損益に含まれた評価差額（円）
国債証券	6,271,560
合計	6,271,560

(注) 当期間の開始日は、当該親投資信託の期首日であります。

（デリバティブ取引に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報）

	[2026年 4月 8日現在]
1口当たり純資産額	3.9943円
(1万口当たり純資産額)	(39,943円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

（単位：円）

通貨	種類	銘柄	券面総額	評価額	備考
ブラジル レアル	国債証券	10 (IN)BRAZIL NT 270101	15,055,000.00	15,079,457.90	
		10 (IN)BRAZIL NTN 310101	16,500,000.00	14,853,927.00	
		10 (IN)BRAZIL NTN 330101	6,000,000.00	5,191,648.86	
		10 (IN)BRAZIL NTN 350101	6,860,000.00	5,755,585.33	
		10(IN) BRAZIL NTN 290101	11,010,000.00	10,434,521.17	
		6 NOTA DO TES I/L 280815	281,000.00	1,271,608.45	
		6(IN)BR NTN-B I/L 500815	500,000.00	2,053,288.76	
		BRAZIL-LTN 270701	15,300,000.00	13,060,956.23	
		BRAZIL-LTN 280101	9,050,000.00	7,235,094.53	
		BRAZIL-LTN 280701	2,000,000.00	1,502,292.02	
		BRAZIL-LTN 290101	25,950,000.00	18,278,147.19	

	BRAZIL-LTN 300101	16,550,000.00	10,243,496.72	
	BRAZIL-LTN 320101	8,000,000.00	3,799,177.84	
ブラジルリアル合計		133,056,000.00	108,759,202.00 (3,346,814,295)	
合計			3,346,814,295 (3,346,814,295)	

(注1)通貨の種類ごとの小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。

(注2)合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。

外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数	組入債券 時価比率	有価証券の 合計金額に 対する比率
ブラジルリアル	国債証券 13銘柄	100.00%	100.00%

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【ブラデスコ ブラジル債券ファンド(分配重視型)】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在

(単位:円)

資産総額	3,158,532,853
負債総額	4,214,488
純資産総額(-)	3,154,318,365
発行済口数	5,087,036,956口
1口当たり純資産価額(/)	0.6201
(10,000口当たり)	(6,201)

【ブラデスコ ブラジル債券ファンド(成長重視型)】

【純資産額計算書】

2026年 4月30日現在

(単位:円)

資産総額	636,037,695
負債総額	3,113,322
純資産総額(-)	632,924,373
発行済口数	204,453,645口
1口当たり純資産価額(/)	3.0957
(10,000口当たり)	(30,957)

(参考)

ブラデスコ ブラジル債券マザーファンド

純資産額計算書

2026年 4月30日現在

(単位:円)

資産総額	3,753,399,438
負債総額	
純資産総額(-)	3,753,399,438
発行済口数	898,474,781口
1口当たり純資産価額(/)	4.1775
(10,000口当たり)	(41,775)

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

<更新後>

(1) 資本金の額等

2026年4月末現在、資本金は2,000百万円です。なお、発行可能株式総数は400,000株であり、211,581株を発行済です。最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の機構

・会社の意思決定機構

当社は監査等委員会設置会社です。会社の機関としては、株主総会の他、取締役会、代表取締役、監査等委員会を設置しています。

株主総会

株主総会は、取締役・会計監査人の選任・解任、剰余金の配当の承認、定款変更の承認等を行います。

取締役会

取締役会は、株主総会で選任された取締役で構成され、経営の基本方針の決定、内部統制システムの整備、取締役の職務の執行の監督、代表取締役の選定・解職などを行います。また、取締役会で決定した基本方針に基づき、経営管理全般に関する執行方針その他重要な事項を協議・決定する任意の機関として、経営会議を設置しています。

代表取締役

代表取締役は、取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定され、当社を代表します。

監査等委員会

監査等委員会は、株主総会で選任された監査等委員である取締役で構成され、取締役の職務執行について監査を行うほか、各監査等委員である取締役は、取締役として取締役会の決議に参加します。

・投資運用の意思決定機構

投資環境見通しの策定

各運用部は国内外の経済・金融情報および各国証券市場等の調査・分析に基づいた投資環境見通しを策定します。

運用戦略の決定

で策定された投資環境見通しに沿って、各運用部は運用戦略を決定します。

運用計画の決定

で決定された運用戦略に基づいて、各運用部はファンド毎の運用計画を決定します。

ポートフォリオの構築

各運用部の担当ファンドマネジャーは、運用部から独立したトレーディング部に売買実行の指示をします。トレーディング部は、事前のチェックを行ったうえで、最良執行をめざして売買の執行を行います。

運用部門による自律的な運用管理

運用部門は、投資行動がファンドコンセプトおよびファンド毎に定めた運用計画に沿っているかどうかの自律的なチェックを行い、運用部門内の管理担当部署は逸脱がある場合は速やかな是正を指示します。また、運用モニタリング会議を通じて運用状況のモニタリングを行い、運用部門内での自律的牽制により運用改善を図ります。

管理担当部署による運用管理

運用部から独立した管理担当部署は、(a)運用に関するパフォーマンス測定・分析のほか、(b)リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施します。この結果は、(a)についてはファンド管理委員会を経て運用担当部・商品開発担当部にフィードバックされ、(b)についてはリスク管理委員会を通じて運用担当部にフィード

バックされ、必要に応じて部署間連携の上で是正・改善の検討が行われます。

ファンドに係る法人等の管理

受託会社等、ファンドの運営に係る法人については、その業務に関する委託会社の管理担当部署が、体制、業務執行能力、信用力等のモニタリング・評価を実施します。この結果は、商品企画委員会等を通じて委託会社の経営陣に報告され、必要に応じて是正が指示されます。

運用・管理に関する監督

内部監査担当部署は、運用、管理等に関する委託会社の業務全般についてその健全性・適切性を担保するために、リスク管理、内部統制、ガバナンス・プロセスの適切性・有効性を検証・評価します。その評価結果は問題点の改善方法の提言等も含めて委託会社の経営陣に報告される、内部監査態勢が構築されています。

ファンドの運用体制等は、今後変更される可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）等を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業および投資助言業務を行っています。

2026年4月30日現在における委託会社の運用する証券投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除きます。）

商品分類	本数 (本)	純資産総額 (百万円)
追加型株式投資信託	795	59,160,855
追加型公社債投資信託	17	1,641,581
単位型株式投資信託	61	277,526
単位型公社債投資信託	36	99,467
合計	909	61,179,429

なお、純資産総額の金額については、百万円未満の端数を四捨五入して記載しておりますので、表中の個々の数字の合計と合計欄の数字とは一致しないことがあります。

3【委託会社等の経理状況】

<更新後>

(1) 財務諸表の作成方法について

委託会社である三菱UFJアセットマネジメント株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号）」（以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定により、財務諸表等規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第52号）」に基づき作成しております。

なお、財務諸表に掲載している金額については、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

(2) 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第41期事業年度（自2025年4月1日至2026年3月31日）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受け

ております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)		第41期 (2026年3月31日現在)	
(資産の部)				
流動資産				
現金及び預金		37,354		38,323
有価証券		700		3,347
前払費用		770		937
未収入金		25		0
未収委託者報酬		24,418		29,726
未収収益	2	1,005	2	1,081
金銭の信託		1,650		3,151
その他		398		526
流動資産合計		66,325		77,094
固定資産				
有形固定資産				
建物	1	2,762	1	2,581
器具備品	1	1,045	1	1,542
土地		628		628
建設仮勘定		747		6
有形固定資産合計		5,184		4,758
無形固定資産				
ソフトウェア		4,452		4,732
ソフトウェア仮勘定		1,003		861
無形固定資産合計		5,456		5,594
投資その他の資産				
投資有価証券		10,302		17,107
関係会社株式		159		159
投資不動産	1	1,712	1	1,641
長期差入保証金		690		689
繰延税金資産		1,640		1,362
その他		45		45
貸倒引当金		23		23
投資その他の資産合計		14,526		20,981
固定資産合計		25,166		31,334
資産合計		91,491		108,428

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)		第41期 (2026年3月31日現在)	
(負債の部)				
流動負債				
預り金		474		567
未払金				

未払収益分配金		114		130
未払償還金		151		166
未払手数料		8,878		11,249
その他未払金	2	819	2	1,817
未払費用	2	10,352	2	11,814
未払消費税等		1,211		1,352
未払法人税等		3,187		4,562
賞与引当金		1,308		1,636
役員賞与引当金		259		307
その他		1		0
流動負債合計		26,761		33,606
固定負債				
退職給付引当金		1,654		1,726
役員退職慰労引当金		25		11
時効後支払損引当金		244		240
資産除去債務		1,444		1,460
その他		29		29
固定負債合計		3,398		3,467
負債合計		30,159		37,074
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		2,000		2,000
資本剰余金				
資本準備金		3,572		3,572
その他資本剰余金		41,160		41,160
資本剰余金合計		44,732		44,732
利益剰余金				
利益準備金		342		342
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		12,846		21,587
利益剰余金合計		13,189		21,929
株主資本合計		59,921		68,662

(単位：百万円)

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,410	2,691
評価・換算差額等合計	1,410	2,691
純資産合計	61,332	71,354
負債純資産合計	91,491	108,428

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	114,618	127,568
投資顧問料	3,645	4,011
その他営業収益	2	0
営業収益合計	118,266	131,580
営業費用		
支払手数料	39,884	45,876
広告宣伝費	692	624
公告費	0	0
調査費		
調査費	4,604	5,304
委託調査費	32,816	34,202
事務委託費	2,486	2,110
営業雑経費		
通信費	156	139
印刷費	389	366
協会費	88	103
諸会費	23	27
事務機器関連費	2,925	3,252
営業費用合計	84,071	92,006
一般管理費		
給料		
役員報酬	469	502
給料・手当	7,985	8,390
賞与引当金繰入	1,308	1,636
役員賞与引当金繰入	259	307
福利厚生費	1,538	1,613
交際費	12	13
旅費交通費	132	195
租税公課	478	709
不動産賃借料	644	634
退職給付費用	377	379
固定資産減価償却費	2,383	2,609
諸経費	1,174	1,198
一般管理費合計	16,765	18,192
営業利益	17,429	21,380

(単位：百万円)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業外収益		
受取配当金	107	171
有価証券利息	-	8
受取利息	12	81
投資有価証券償還益	29	6
収益分配金等時効完成分	4	57
受取賃貸料	214	204

その他		22		34
営業外収益合計		390		563
営業外費用				
投資有価証券償還損		7		10
時効後支払損引当金繰入		15		-
事務過誤費		7		23
賃貸関連費用		188		182
投資事業組合運用損		-		19
その他		9		0
営業外費用合計		227		236
経常利益		17,592		21,707
特別利益				
投資有価証券売却益		739		326
特別利益合計		739		326
特別損失				
投資有価証券売却損		138		14
投資有価証券評価損		-		37
固定資産除却損	2	18	2	2
固定資産売却損	1	6		-
減損損失	4	1,306		-
事業譲渡関連損失	5	491		-
特別損失合計		1,961		54
税引前当期純利益		16,371		21,979
法人税、住民税及び事業税	3	5,356	3	6,780
法人税等調整額		344		312
法人税等合計		5,011		6,468
当期純利益		11,359		15,510

(3) 【株主資本等変動計算書】

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
別途積立金の取崩				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

		利益剰余金	

	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	株主資本合計
		別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	6,998	40,236	47,577	94,310
当期変動額					
剰余金の配当			45,747	45,747	45,747
当期純利益			11,359	11,359	11,359
別途積立金の取崩		6,998	6,998		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計		6,998	27,390	34,388	34,388
当期末残高	342		12,846	13,189	59,921

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,937	1,937	96,247
当期変動額			
剰余金の配当			45,747
当期純利益			11,359
別途積立金の取崩			
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	527	527	527
当期変動額合計	527	527	34,915
当期末残高	1,410	1,410	61,332

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本 準備金	その他 資本剰余金	資本 剰余金合計
当期首残高	2,000	3,572	41,160	44,732
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計				
当期末残高	2,000	3,572	41,160	44,732

	利益剰余金			株主資本合計
	利益 準備金	その他利益剰余金	利益剰余金 合計	
		繰越利益 剰余金		
当期首残高	342	12,846	13,189	59,921

当期変動額				
剰余金の配当		6,770	6,770	6,770
当期純利益		15,510	15,510	15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)				
当期変動額合計		8,740	8,740	8,740
当期末残高	342	21,587	21,929	68,662

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,410	1,410	61,332
当期変動額			
剰余金の配当			6,770
当期純利益			15,510
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	1,281	1,281	1,281
当期変動額合計	1,281	1,281	10,021
当期末残高	2,691	2,691	71,354

[注記事項]

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等及び投資事業有限責任組合等への出資以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

投資事業有限責任組合等への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)

組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産及び投資不動産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 5年～50年

器具備品 3年～20年

投資不動産 3年～50年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により、発生した事業年度の翌期から費用処理することとしております。

(5) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) 時効後支払損引当金

時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主要な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

(1) 委託者報酬

投資信託の信託約款に基づき信託財産の運用指図等を行っております。委託者報酬は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて日々計算され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受領しております。当該報酬は投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 投資顧問料

顧客との投資一任及び投資助言契約に基づき運用及び助言を行っております。投資顧問料は、純資産総額に一定の報酬率を乗じて計算され、確定した報酬を主に年4回受領しております。当該報酬は契約期間にわたり収益として認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる事項

グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(未適用の会計基準等)

「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)

「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向け

て、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(3)当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

「後発事象に関する会計基準」（企業会計基準第41号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

「後発事象に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第35号 2026年1月9日 企業会計基準委員会）

(1)概要

「後発事象に関する会計基準」等は、後発事象の定義、会計処理及び開示等を取り扱う包括的な会計基準を設定することを優先的な課題とし、日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 監査基準報告書560 実務指針第1号「後発事象に関する監査上の取扱い」で示されている会計に関する内容を原則として踏襲して企業会計基準委員会に移管することを基本的な方針として、表現の見直し及び後発事象の評価期間の整理を行うとともに、財務諸表の公表の承認に関する注記を新たに求める等、後発事象に関する会計処理及び開示について定めたものであります。

(2)適用予定日

2028年3月期の期首から適用します。

(貸借対照表関係)

1.有形固定資産及び投資不動産の減価償却累計額

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
建物	682百万円	862百万円
器具備品	2,168百万円	1,144百万円
投資不動産	288百万円	359百万円

2.関係会社に対する主な資産・負債

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
未収収益	16百万円	37百万円
その他未払金	43百万円	215百万円
未払費用	29百万円	183百万円

(損益計算書関係)

1.固定資産売却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
器具備品	6百万円	-
計	6百万円	-

2.固定資産除却損の内訳

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	-	2百万円
器具備品	2百万円	0百万円
ソフトウェア	-	-
電話加入権	15百万円	-
計	18百万円	2百万円

3. 関係会社に対する主な取引

区分掲記した以外で各科目に含まれるものは次の通りであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	42百万円	251百万円

4. 減損損失

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社は、以下のとおり減損損失を計上しました。

場所	用途	種類	金額
東京都港区(本社)	インターネット直販サービス	ソフトウェア	1,306百万円

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、事業用資産に区別はなく、全社を1つのグループングとしております。

現行のソフトウェアについて、利用終了が見込まれたため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しました。

なお、回収可能価額として使用価値を用いておりますが、割引率については使用見込期間が短いため考慮しておりません。

第41期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

5. 事業譲渡関連損失

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

吸収分割に伴うものであり、データ移管に伴うシステム対応費用であります。

第41期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2024年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	45,747百万円
1株当たり配当額	216,218円
基準日	2024年3月31日
効力発生日	2024年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,770百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	31,998円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度増加 株式数（株）	当事業年度減少 株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	211,581	-	-	211,581
合計	211,581	-	-	211,581

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

2025年6月26日開催の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

配当金の総額	6,770百万円
1株当たり配当額	31,998円
基準日	2025年3月31日
効力発生日	2025年6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2026年6月25日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

配当金の総額	12,408百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	58,647円
基準日	2026年3月31日
効力発生日	2026年6月26日

(リース取引関係)

借主側

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
1年内	681百万円	171百万円
1年超	170百万円	4百万円
合計	851百万円	176百万円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

資金運用については銀行預金、金銭の信託（合同運用指定金銭信託）及び国債で運用し、金融機関からの資金調達は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は主として投資信託であり、価格変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

内部管理規程に従って月次でリスク資本を認識し、経営会議に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格の

ない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。)第24-16項を適用した投資事業有限責任組合等への出資は、次表には含まれておりません(注3)参照)。

第40期(2025年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 現金及び預金	37,354	37,352	1
(2) 有価証券	700	700	-
(3) 金銭の信託	1,650	1,650	-
(4) 投資有価証券	10,099	10,099	-
資産計	49,805	49,803	1

(注1) 「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 現金及び預金に含まれるコーラブル預金(定期預金)(貸借対照表計上額1,000百万円)の時価は、取引先金融機関から提示された価格によっております。その他の現金及び預金(貸借対照表計上額36,354百万円)については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、当該帳簿価額によっております。

(注3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額159百万円)は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資(当事業年度の貸借対照表計上額202百万円)は上記に含めておりません。

(注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第40期(2025年3月31日現在)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	37,354	-	-	-
金銭の信託	1,650	-	-	-
未収委託者報酬	24,418	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
投資信託	700	3,248	268	11
合計	64,124	3,248	268	11

第41期(2026年3月31日現在)

	貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
(1) 有価証券	3,347	3,347	-
(2) 金銭の信託	3,151	3,151	-
(3) 投資有価証券	16,751	16,751	-
資産計	23,250	23,250	-

(注1) 「現金及び預金」、「未収委託者報酬」、「未払手数料」については短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 投資有価証券には、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託が含まれております。

(注3) 市場価格のない株式等、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資

関連会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。また投資有価証券のうち、時価算定適用指針第24-16項の取扱いを適用した投資事業有限責任組合等への出資（当事業年度の貸借対照表計上額355百万円）は上記に含めておりません。

(注4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(注5) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第41期(2026年3月31日現在)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	38,323	-	-	-
金銭の信託	3,151	-	-	-
未収委託者報酬	29,726	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	1,999	-	-	-
投資信託	1,348	2,241	1,919	1,996
合計	74,548	2,241	1,919	1,996

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

なお、時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託は、次表には含めておりません（(1)*参照）。

レベル1の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価： 観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価： 観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

第40期(2025年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	-	700	-	700
金銭の信託	-	1,650	-	1,650
投資有価証券	2,601	7,498	-	10,099
資産計	2,601	9,849	-	12,450

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）は相場価格を用いて評価しております。ETFは活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

第41期(2026年3月31日現在)

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券	1,999	1,348	-	3,347
金銭の信託	-	3,151	-	3,151
投資有価証券（*）	5,740	10,711	-	16,451
資産計	7,739	15,210	-	22,950

（*）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額 300百万円）は、上記には含めておりません。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

ETF（上場投資信託）及び国債は相場価格を用いて評価しております。ETF及び国債は活発な市場で取引されているため、レベル1の時価に分類しております。

ETF（上場投資信託）以外の投資信託は、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を用いて評価しております。基準価額は観察可能なインプットを用いて算出しているため、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

金銭の信託

取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

（注2）時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

区分	期首残高	当期の損益に計上した額	その他有価証券評価差額金に計上した額	購入、売却及び償還による変動額	基準価額を時価とみなすこととした額	基準価額を時価とみなさないこととした額	期末残高	当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益
投資有価証券（その他有価証券）	-	-	0	300	-	-	300	-

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、解約不可とされるものが300百万円でありま

す。

(2)時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

第40期（2025年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
現金及び預金	-	998	-	998
資産計	-	998	-	998

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

現金及び預金

コーラブル預金（定期預金）は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。

その他の現金及び預金（貸借対照表計上額36,354百万円）は、上記に含めておりません。

第41期(2026年3月31日現在)

該当事項はありません。

（有価証券関係）

1. 子会社株式及び関連会社株式

第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

関連会社株式（貸借対照表計上額は159百万円）は、市場価格がないため、記載しておりません。

2. その他有価証券

第40期(2025年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	9,857	7,508	2,348
	小計	9,857	7,508	2,348
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,593	2,884	290
	小計	2,593	2,884	290
合計		12,450	10,392	2,058

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は1,650百万円、取得原価は1,650百万円）を含めております。

第41期(2026年3月31日現在)

	種類	貸借対照表 計上額（百万円）	取得原価 （百万円）	差額（百万円）
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	17,489	13,219	4,269
	小計	17,489	13,219	4,269
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	1,999	1,999	0
	その他	3,762	4,091	328
	小計	5,761	6,090	329
合計		23,250	19,309	3,940

（注）「その他」には、貸借対照表の「金銭の信託」（貸借対照表計上額は3,151百万円、取得原価は3,150百万円）を含めております。

3. 売却したその他有価証券

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	4,044	739	138
合計	4,044	739	138

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	-	-	-
債券	-	-	-
その他	1,780	326	14

合計	1,780	326	14
----	-------	-----	----

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度においては、減損処理を行っておりません。

当事業年度において、有価証券について37百万円(その他有価証券のその他37百万円)減損処理を行っております。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合、及び30%以上50%未満下落し、回復可能性等の合理的反証がない場合に行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(積立型制度)及び退職一時金制度(非積立型制度)を設けております。また確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度を設けております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
退職給付債務の期首残高	3,652	百万円	3,437	百万円
勤務費用	180		178	
利息費用	47		67	
数理計算上の差異の 発生額	207		239	
退職給付の支払額	236		286	
過去勤務費用の発生額	-		-	
退職給付債務の期末残高	3,437		3,157	

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
年金資産の期首残高	2,492	百万円	2,350	百万円
期待運用収益	44		42	
数理計算上の差異の 発生額	62		144	
事業主からの拠出額	-		-	
退職給付の支払額	116		154	
退職給付制度終了に伴う 調整額	8		-	
年金資産の期末残高	2,350		2,383	

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	第40期 (2025年3月31日現在)		第41期 (2026年3月31日現在)	
積立型制度の 退職給付債務	2,018	百万円	1,762	百万円
年金資産	2,350		2,383	
	332		620	
非積立型制度の退職給付債務	1,418		1,394	
未積立退職給付債務	1,086		773	
未認識数理計算上の差異	660		979	
未認識過去勤務費用	92		27	
貸借対照表に計上された負債 と 資産の純額	1,654		1,726	

退職給付引当金	1,654	1,726
貸借対照表に計上された負債 と 資産の純額	1,654	1,726

(4)退職給付費用及びその内訳項目の金額

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
勤務費用	180 百万円	178 百万円
利息費用	47	67
期待運用収益	44	42
数理計算上の差異の 費用処理額	43	64
過去勤務費用の費用処理額	65	65
その他	0	1
確定給付制度に係る 退職給付費用	204	205

(注)「その他」は受入出向者に係る出向元への退職給付費用負担額及び退職金です。

(5)年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
債券	64.7 %	67.8 %
株式	33.2	29.2
その他	2.1	3.0
合計	100	100

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(6)数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
割引率	2.07～2.11%	2.89～2.97%
長期期待運用収益率	1.8%	1.8%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度172百万円、当事業年度173百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
繰延税金資産		
減損損失	392百万円	385百万円
投資有価証券評価損	28	40
未払事業税	173	245
賞与引当金	400	515
役員賞与引当金	48	67

役員退職慰労引当金	8	3
退職給付引当金	521	544
減価償却超過額	291	297
資産除去債務	52	87
時効後支払損引当金	77	75
その他	296	339
繰延税金資産 小計	2,290	2,603
評価性引当額	-	-
繰延税金資産 合計	2,290	2,603
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	648	1,238
その他	1	2
繰延税金負債 合計	649	1,241
繰延税金資産の純額	1,640	1,362

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
第40期（2025年3月31日現在）及び第41期（2026年3月31日現在）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から15年と見積り、割引率は1.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

3. 当該資産除去債務の総額の増減

	第40期 (2025年3月31日現在)	第41期 (2026年3月31日現在)
期首残高	1,428百万円	1,444百万円
有形固定資産の取得に伴う増加	-	-
時の経過による調整額	15百万円	15百万円
期末残高	1,444百万円	1,460百万円

（収益認識関係）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

収益及び契約から生じるキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づく区分に当該収益を分解した情報については、重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「（重要な会計方針）の6. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[関連情報]

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）及び第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

投資信託の受益者の情報を制度上把握していないため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

第40期（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
親会社	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注1)	42 百万円	その他 未払金	43 百万円
						経営管理	経営管理 手数料 (注2)	508 百万円		
						役員の兼任				

第41期（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注3)	科目	期末残高(注3)
親	(株)三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	東京都 千代田 区	2,141,513 百万円	銀行持株 会社業	被所有 直接 100.0%	グループ通算 制度	グループ 通算制度に 伴う通算税 効果額 (注1)	251 百万円	その他 未払金	215 百万円

会社					経営管理 役員の内兼任	経営管理 手数料 (注2)	647 百万円		
----	--	--	--	--	----------------	---------------------	------------	--	--

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. グループ通算制度に基づく通算税効果額であります。
 2. 経営管理手数料については、経営管理契約に基づく取引条件によっております。
 3. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

(2)財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等

第40期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の内兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) 投資助言料(注2)	5,310 百万円 451 百万円	未払手数料 未払費用	952 百万円 237 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 取引銀行	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1) コーラブル預金の預入(注3)	4,747 百万円 1,000 百万円	未払手数料 現金及び預金	1,115 百万円 1,000 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払(注1)	8,404 百万円	未払手数料	1,572 百万円

第41期(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(注4)	科目	期末残高(注4)
----	--------	-----	-----	-------	----------------	-----------	-------	----------	----	----------

同一の親会社を持つ会社	三菱UFJ信託銀行(株)	東京都千代田区	324,279 百万円	信託業、 銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等 投資の助言 役員の兼任	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1） 投資助言料（注2）	5,693 百万円 460 百万円	未払手数料 未払費用	1,169 百万円 262 百万円
同一の親会社を持つ会社	(株)三菱UFJ銀行	東京都千代田区	1,711,958 百万円	銀行業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	5,038 百万円	未払手数料	1,350 百万円
同一の親会社を持つ会社	三菱UFJモルガン・スタンレー証券(株)	東京都千代田区	40,500 百万円	証券業	なし	当社投資信託の募集の取扱及び投資信託に係る事務代行の委託等	投資信託に係る事務代行手数料の支払（注1）	9,745 百万円	未払手数料	1,832 百万円

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 投資信託に係る事務代行手数料については、商品毎に、過去の料率、市場実勢等を勘案して決定しております。
2. 投資助言料については、市場実勢を勘案して決定しております。
3. 預金利率の条件は、市場金利等を勘案して決定しております。なお、預入期間は1年であります。
4. 上記金額のうち、取引金額は消費税等を含まず、期末残高は消費税等を含んで表示しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ（東京証券取引所、名古屋証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	289,876.37円	337,242.83円
1株当たり当期純利益金額	53,688.15円	73,309.88円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第40期 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	第41期 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益金額（百万円）	11,359	15,510
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-

普通株式に係る当期純利益金額 (百万円)	11,359	15,510
普通株式の期中平均株式数 (株)	211,581	211,581

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<更新後>

(1) 受託会社

名称：三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

資本金の額：324,279百万円(2025年9月末現在)

事業の内容：銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名称	資本金の額 (2025年9月末現在)	事業の内容
株式会社三菱UFJ銀行	1,711,958 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社青森みちのく銀行	19,562 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社北都銀行	12,500 百万円	銀行業務を営んでいます。
株式会社山梨中央銀行	15,400 百万円	銀行業務を営んでいます。
三菱UFJ信託銀行株式会社	324,279 百万円	銀行業務および信託業務を営んでいます。
三菱UFJ eスマート証券株式会社	7,196 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
株式会社SBI証券	54,323 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
静銀ティーエム証券株式会社	3,000 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
楽天証券株式会社	19,495 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
松井証券株式会社	11,945 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	40,500 百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

(3) 再委託先

名称：バンコ・ブラデスコ・エスエー

資本金の額：871億リアル(2025年12月末現在)

事業の内容：投資運用業務を営んでいます。

3【資本関係】

<訂正前>

該当ありません。(2025年10月末現在)

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

<訂正後>

該当ありません。(2026年4月末現在)

(注) 関係法人が所有する委託会社の株式または委託会社が所有する関係法人の株式のうち、持株比率が3%以上のものを記載しています。

独立監査人の監査報告書

2026年6月10日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）の2025年10月9日から2026年4月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラデスコ ブラジル債券ファンド（分配重視型）の2026年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2026年6月10日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 久保 直毅
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 西郷 篤
業務執行社員**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）の2025年10月9日から2026年4月8日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブラデスコ ブラジル債券ファンド（成長重視型）の2026年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三菱UFJアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2026年6月5日

三菱UFJアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所指定有限責任社
員 業務執 公認会計士 鶴 見 将 史
行社員指定有限責任社
員 業務執 公認会計士 田 嶋 大 士
行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第41期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三菱UFJアセットマネジメント株式会社の2026年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。